

岩手医科大学
運営方針と中長期計画
2017-2026

巻頭言

明治の教育者、新渡戸稲造はその名著“武士道”の中で、「誠から生まれ出る行為に対しては、黙っていても周囲が信頼し、その目的を達成していく作用・働きがある」と述べ、幕末の志士、真木和泉は「誠は一朝一夕のよく感応するものにあらず。必ず積累して成るなり」と述べている。この他にも、古来多くの先人により誠の定義が試みられてきた。本学における教育・診療・研究活動において、「医療人たる前に誠の人間たれ」という学是をどのように理解し実行に移すかは重要な課題であります。新渡戸稲造の言う如く、誠をもってあたることが医療人としての道であり、真木和泉の言う、日々の地道な努力が教育・診療・研究に通ずるものであると思われます。

平成29年、本学は創立120周年の節目を迎えました。それを契機に、学祖三田俊次郎先生の思いを胸に、時代に即応した運営方針を学内外に明らかにし、中長期の計画を提示することにしました。これまでは関係各部署で活動方針が決定され、実行に移され、事後評価を経て改善がなされてきましたが、その過程は学内でおこなわれたものであり、外部へ公表しておりませんでした。そこで、「岩手医科大学運営方針と中長期計画」として、これまでに制定されてきた方針と指針を取りまとめ、公表することと致しました。これにより、将来に向けた岩手医科大学の発展を期したいと考えております。

学長 祖父江 憲治

目次

巻頭言	1
I. 岩手医科大学の建学の精神と使命	
I-1 沿革	6
I-2 学則と使命	7
I-3 誠の人間の育成に向けた誓い	7
II. 岩手医科大学の活動	
II-1 活動にあたっての基本姿勢	10
II-2 教育活動	10
II-3 研究活動	10
II-4 診療活動	10
III. 内部質保証	
III 内部質保証システム方針	12
IV. 教育活動	
IV-1 教育活動方針策定にあたっての基本姿勢	16
IV-2 学生支援	16
IV-2-1 学生支援方針	16
IV-2-1-1 心身面での支援に関する指針	16
IV-2-1-2 学業面での支援に関する指針	17
IV-2-1-3 学修環境の整備に関する指針	17
IV-2-1-4 経済的支援に関する指針	17
IV-2-1-5 課外活動支援に関する指針	17
IV-3 学科、研究科の学位授与方針、教育課程編成方針および受け入れ方針	
IV-3-1 医学部医学科	
IV-3-1-1 医学科学位授与方針	18
IV-3-1-2 医学科教育課程編成・実施方針	19
IV-3-1-3 医学科学生受け入れ方針	20
IV-3-2 医学研究科	
IV-3-2-1 医学研究科学位授与方針	22
IV-3-2-2 医学研究科教育課程編成・実施方針	23
IV-3-2-3 医学研究科学生受け入れ方針	24

IV-3-3 歯学部歯学科	
IV-3-3-1 歯学科学位授与方針	26
IV-3-3-2 歯学科教育課程編成・実施方針	26
IV-3-3-3 歯学科学生受け入れ方針	27
IV-3-4 歯学研究科	
IV-3-4-1 歯学研究科学位授与方針	29
IV-3-4-2 歯学研究科教育課程編成・実施方針	29
IV-3-4-3 歯学研究科学生受け入れ方針	30
IV-3-5 薬学部薬学科	
IV-3-5-1 薬学科学位授与方針	32
IV-3-5-2 薬学科教育課程編成・実施方針	32
IV-3-5-3 薬学科学生受け入れ方針	33
IV-3-6 薬学研究科	
IV-3-6-1 薬学研究科学位授与方針	35
IV-3-6-2 薬学研究科教育課程編成・実施方針	36
IV-3-6-3 薬学研究科学生受け入れ方針	38
IV-3-7 看護学部看護学科	
IV-3-7-1 看護学科学位授与方針	39
IV-3-7-2 看護学科教育課程編成・実施方針	39
IV-3-7-3 看護学科学生受け入れ方針	40
IV-3-8 教養教育センター教育方針	42
IV-4 評価の方針	
IV-4-1 評価方針策定にあたっての基本姿勢	44
IV-4-2 医学科の評価方針	44
IV-4-3 医学研究科の評価方針	46
IV-4-4 歯学科の評価方針	46
IV-4-5 歯学研究科の評価方針	48
IV-4-6 薬学科の評価方針	49
IV-4-7 薬学研究科の評価方針	50
IV-4-8 看護学科の評価方針	51
IV-4-9 教養教育センターの評価方針	52
IV-5 教員組織	
IV-5 岩手医科大学教員組織編成方針	54
IV-5-1 岩手医科大学教員選考指針	54
IV-5-2 岩手医科大学教員の活動と能力開発に関する指針	55

V. 研究活動

V-1 岩手医科大学研究組織編成方針	60
V-2 岩手医科大学生命倫理規範	61
V-3 岩手医科大学研究予算配分方針	62

VI. 教育・研究環境

VI-1 教育・研究環境整備方針	64
VI-2 図書館の方針	65
VI-3 電子環境整備方針	66
VI-4 生命科学技術支援センター整備運営方針	67
VI-5 医用画像情報センター整備運営方針	67
VI-6 動物研究センター施設整備運営方針	68

VII. 診療活動

VII-1 診療活動方針	70
VII-2 附属病院整備方針	71

VIII. 社会との連携・社会貢献

VIII-1 社会との連携・社会貢献方針	74
VIII-2 岩手医科大学利益相反マネジメントポリシー	74

IX. 管理運営

IX-1 管理運営方針	78
IX-2 組織編制基本方針	78
IX-3 財政基盤基本方針	79
IX-4 人材育成基本方針	79
IX-5 職員評価方針	79

I

岩手医科大学の建学の精神と使命

I. 岩手医科大学の建学の精神と使命

I-1 沿革

本学は、岩手の医療過疎を憂いた三田俊次郎（1863～1942年）が1897年（明治30年）に盛岡市の中心である内丸に開設した私立岩手病院と、それに併設された医学講習所がもとになっています。「医療は医師だけでできるものではない」との考えから、産婆看護婦養成所も同時に創立したことは注目に値します。1901年（明治34年）には岩手病院を実習場として東北・北海道初の私立岩手医学校を設立しました。1912年（明治45年）に政府の医育制度の変更により一時閉鎖することになりましたが、三田俊次郎は盛岡に医学校を置くことの必要性を粘り強く説きつづけ、1928年（昭和3年）に政府の認可を得て、再び盛岡の中心部に医師養成機関である岩手医学専門学校を設立することができました。1942年（昭和17年）には、養子の三田定則（1876～1950年；東京大学教授、台北帝大医学部長、総長を歴任）が校長に就任しました。定則は温厚篤実な学者で、朝早くから出勤して外国の学術書を読む姿は、学生と教職員の衿を正すものがありました。また、折に触れて「時計の秒針が刻々と移るように、一步一步確実に前に進む。それが日本精神である。」と学生に訓示しました。定則の座右の銘は「至誠」で、目指したのは、臨床医学の実践と研究遂行を通じた人格形成でした。三田俊次郎の「厚生済民」と定則の「誠の人の育成」が、現在の岩手医科大学の精神的支柱となっています。

1947年（昭和22年）に、新たな学制のもとで岩手医学専門学校は岩手医科大学に生まれ変わりました。1965年（昭和40年）には歯学部、そして2007年（平成19年）に薬学部が設置されました。これは、北東北では歯科医師あるいは薬剤師の養成機関が無く歯科医師・薬剤師を地域が必要としていたことに応じたものです。また、医療人は一生涯にわたって修練を積みなければなりません。そうした生涯学習を可能とするために、大学院の医学研究科を1960年（昭和35年）に、歯学研究科を1983年（昭和58年）に設置し、2013年（平成25年度）には薬学研究科が開設されました。

2007年（平成19年）からは、手狭になった市街地キャンパスから郊外の新キャンパスへ教育施設が順次移設し、2017年（平成29年）には看護学部が併設されました。全ての医療系職種の学生が同じキャンパスの、しかも同じ教育棟・研究棟で教育と研究をおこなうという、他に類を見ない特徴的な教育・研究体制がつくられました。2019年（平成31年）には病院の移転が予定されていますが、そこでも各学部の学生と教職員が集えるよう学修環境を整備しております。多様な専門職が一致して医療にあたらなければならないという三田俊次郎の熱い思いは、120年余の年月を経て新たな形の新キャンパスで具現化されるに至っています。

I-2 学則と使命

岩手医科大学の使命は、学則第一章第一条に「本学の目的は、医学教育、歯学教育、薬学教育及び看護学教育を通じて誠の人間を育成するにある。すなわち、まず人としての教養を高め、十分な知識と技術とを修得させ、更に進んでは専門の学理を究め、実地の修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斯道の進歩発展に貢献させること、これが本学の使命とする所である。」と掲げています。岩手医科大学はこれからも「誠の人間の育成」という理念のもとで教育と研究をおこなうとともに、「厚生済民」の精神に則った医療をおこないます。

I-3 誠の人間の育成に向けた誓い

岩手医科大学は、「誠の人間の育成」という理念に基づいた医療系高等教育機関として、後進育成および学理探究と健康増進に向けた活動のいずれにおいても、高い倫理感と法令遵守の精神に立脚し等しく人類の幸福を求めることを誓います。

1. 教育活動では、諸方針の冒頭に「誠の人間の育成」を掲げて、人格陶冶を重視します。
2. 研究活動では、生命倫理規範に則り、人類全体に福音をもたらす真理を探究します。
3. 診療活動では、人類愛の名のもとに、人々が健やかな人生を送ることが出来るように努めます。



岩手医科大学の活動

Ⅱ. 岩手医科大学の活動

Ⅱ-1 活動にあたっての基本姿勢

1. 全ての活動にあたっては、「誠の人間の育成」の理念の下、倫理性を重視します（参照：I-3 岩手医科大学生命倫理規範）。また「厚生済民」の使命にもとづき、社会貢献を常に意識します。
2. 教育、研究、および診療活動は、それぞれが別個に行われるのでは無く、相互に作用しながら三位一体でおこなわれるように、大学の組織を編制します。
3. 大学の活動が健全におこなわれるように、財務管理を意識します。
4. 大学活動の主たる受益者を、入学希望者、学生、卒業生、卒業生を受け入れる医療機関や研究機関、行政機関、研究成果を還元する研究者と市民、医療を受ける地域住民といたします。
5. 大学の諸活動をおこなうにあたっては学外有識者ならびに受益者の意見を聞くとともに、活動の評価にあたっては批評を受けて改善を目指す体制を整備します。
6. 公正公平を旨とし利益相反の開示と適切な対応に努めます。

Ⅱ-2 教育活動

1. 人格陶冶を第一に、知育を第二に据えて育成にあたります。
2. 地域医療の現場で活躍する医療人の育成に主眼をおきます。
3. チームでおこなう診療と研究の担い手として、連携業務に優れた人材の育成を目指します。
4. 医療現場に還元される真理探究に勤しむ医療人を育成します。
5. 教育専門教員を教育プログラム構成者あるいは評価者に加えて教育ニーズの変化に対応します。

Ⅱ-3 研究活動

1. 国際レベルの研究を進めるため、学体系に沿った講座・学科と部門を整備します。
2. 増加傾向にある疾患や地勢的に多い疾患の研究は、学体系を超えた部門・講座横断的なプロジェクト研究として推進します。
3. 国内外の研究機関と協力体制を構築して、研究を恒常的に発展させます。
4. 地域の医療行政機関と協力体制を構築して、研究成果を地域医療行政に反映させます。
5. 地域に多い病気に関する研究であっても、常に人類全体の健康増進に貢献するものであることを意識します。

Ⅱ-4 診療活動

本学の創立の原点である「厚生済民」の理念のもと、広大な県土を持つ岩手県の地域医療の安定充実を図るとともに、県内唯一の特定機能病院として県民のみならず周辺地域住民の命を守り、安心かつ安全な高度医療を提供してまいります。



内部質保証

Ⅲ. 内部質保証

本学では、社会から負託された使命・目的を実現し、教育と研究の質を向上させるために、外部の第三者機関による評価受審に加えて、自らの活動を絶えず評価・改善する内部質保証の機構を構築します。

Ⅲ 内部質保証システム方針

大学の教育と研究にかかる内部質保証には、教学運営会議と全学自己評価委員会が取り組みます。

1. 教学運営会議は、全学の研究と教育活動に関する方針や計画（Plan）の決定及び全学自己評価委員会からの指摘を受け、対応策（Act）を検討します。
2. 各学部等は、教学運営会議が策定した方針や計画・対応策に基づき、教育・研究に関する取り組みを実施（Do）します。
3. 全学自己評価委員会は、全学の研究と教育活動の計画（Plan）と実施（Do）の適切性ならびに改善（Act）の妥当性を評価（Check）します。原則として、各学部・研究科、教養教育センター、入学試験センターの各部署に、全学自己評価委員会の下に評価組織を設けて評価作業を詳細に行います。それ以外の部署は、全学自己評価委員会が直接評価を行います。
4. 評価作業の独立性を保つため、全学自己評価委員会と下部評価組織は、評価の客観性と公平性を担保できるような組織構成員とします。
5. 評価・改善は定期的に行い、内部質保証活動を継続していきます。全部署において継続的に評価活動を行い、改善に向けて取り組みます。
6. 点検評価の結果は速やかに外部に公表し、大学運営の透明性を保証します。

教学運営会議、全学自己評価委員会の所掌

1. 教学運営会議は、教育・研究における重要事項の決定や中長期計画を策定及び見直しを行います。
2. 全学自己評価委員会は、中長期計画に基づき教育と研究全般に関する内部質保証と向上を目的とし、以下の評価を行います。
 - ① 大学及び各部署の業務の計画（短期～中長期）が妥当で、運用が適切に行われているか、また評価組織から指摘された改善事項に対して運用主体が適切に応じているかを評価します。
 - ② 機関別認証評価、分野別評価等、様々な外部評価に際して自己評価するとともに、外部評価の審査結果あるいは外部からの指摘事項に対する改善を大学または学部として適切に行っているかを評価します。
3. 各学部等は、教学運営会議の方針や計画・改善策に基づいた組織運営を行います。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 内部質保証の客観性を確保するため、学外有識者を積極的に取り入れます。
2. 自己評価委員会に提出された報告書の調査・検討を行う専門部会については、本委員会に対し提言等を行うなどその役割が大きいことから、自己評価委員会規程にその立場と役割を明確にします。
3. 各学部からの自己点検評価報告の他、本学として検討を要すると判断したものについても、本委員会で審議し必要に応じ各学部等に改善を要求します。



教育活動

IV. 教育活動

IV-1 教育活動方針策定にあたっての基本姿勢

1. 「誠の人間の育成」という基本方針に留意して、知識のみならず倫理性と情意活動を重視した教育をおこないます。
2. 意欲と能力のある全ての人が等しく教育を受けるように教育システムを構築します。
3. 育成する人材像をもとに、学部教育・大学院教育および入学選抜それぞれの過程における活動方針を定めます。
4. 活動方針は学内外の評価者により、定期的に見直します。

IV-2 学生支援

医療人になる意欲と能力のある学生が本学で学業に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生部・各種委員会やセンターの組織を核に、教職員全体が建学の精神である「誠の人間の育成」にもとづいたきめ細かな学生支援を次のとおり行います。

IV-2-1 学生支援方針

1. 修学支援のために：全学教育推進機構および各学部教務委員会を中心として、医療系学部学生として卒業時に求められる知識、態度と技能を、定められた期間内に修めることが出来るように学修支援のしくみと学修環境を整備します。また、障がいのある学生が就学し、学修を継続できるような支援を目指します。
2. 生活支援のために：学生部と健康管理センターを中心として、有意義な学生生活が送れるように適切に支援します。学生の自律的成長を促すため、心身および経済的に安定した学生生活を送れるように支援します。また、学生が、主体的に自分自身への問いを発し、さまざまな体験を通して自らの学びのなかで自己を確立するとともに「共生」や「協働」といった考え方や態度を身につけられるように、課外活動を支援します。
3. 進路支援のために：キャリア支援センターを中心として、学生が社会的および職業的に自立した個人としての自分らしい人生のあり方を追求できるように支援します。あわせて、学生が一生を通じて自らの資質を向上させ、教養をもって社会に貢献できる人となるように支援します。また、担任制度等を通じて、進路選択に関する助言を与えます。卒業後の進路に関して情報を収集し、在学学生の進路指導に役立てます。

IV-2-1-1 心身面での支援に関する指針

1. 健康管理センターを中心として、学生が健やかに学業を修めることができるよう、身体及び精神面での相談と支援にあたりとともに、定期的な健康診断や予防接種を実施し健康の保持増進を図ります。
2. 各学部及び教養教育センターでは、担任、チューター及びキャンパスサポーター制度を活用し、学生が多面的に相談できる環境を整備します。

3. 学内外における教育現場での多様な心身面でのイベントに対処できるよう支援にあたります。学内外の教育現場における様々な事案に備え支援にあたります。

IV-2-1-2 学業面での支援に関する指針

1. 学生が所定の学業修業年限内に到達目標に達するように、学業進捗状況の把握に努めます。
2. 習熟度に応じた学修プログラムを用意します。
3. 非常災害時あるいは病気や不慮の事故等で一時的に授業に参加できない学生に対して、e-learningや補講、補充実習による支援を行います。

IV-2-1-3 学修環境の整備に関する指針

「VI-1. 教育・研究環境整備方針」を参照

IV-2-1-4 経済的支援に関する指針

1. 誠の医療人にふさわしい資質を有し、学業優秀な学生に対して、給付型奨学金を整備します。
2. 災害等により、重大な被害を受けた学生に対して、学費を軽減する制度を作ります。

IV-2-1-5 課外活動支援に関する指針

1. 学生の人間性を育むため、各種クラブ（部・同好会）やボランティアなどの課外活動を推奨します。
2. 自立性を育む各種クラブ活動は、学生が組織する学友会が所管しているため、その主体性を尊重し支援します。
3. 課外活動を行うための環境整備に努めます。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 心身の障がいを負い、通常の授業と実習を受けることが困難となった在学生への学修環境を整備します。
2. 学業不振あるいは進路変更を望む学生に対する個別指導体制（チューター及びキャンパスサポーター）の強化と指導教員の養成を推進します。
3. 育児・介護などで学修に困難を生じたが、就学あるいは学修の継続を望む者への支援や環境を整備します。
4. 経済的に学修の継続が困難となった在学生へ財政的支援を行います。
5. 課外活動を安心して安全に行うための環境を整備します。

IV-3 学科、研究科の学位授与方針、教育課程編成方針および受け入れ方針

IV-3-1 医学部医学科

IV-3-1-1 医学科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

本学の建学の精神「医療人たる前に、誠の人間たれ」を深く理解したうえで医師として必要な知識・技能・態度を修得し、チーム医療や地域社会において活躍できる医師として以下のような能力などを身につけ、かつ所定の課程を修めた者に対して、学士（医学）の学位を授与します。

1. 医療倫理；全人的人間性を持ち、社会正義と患者の福祉を最優先とする「誠の人間」として、常に自己研鑽に努め、臨床医として最新かつ最善の医療を地域にもたらし、研究医として人類の福祉に貢献する姿勢を示すことができること。
2. プロフェッショナルリズム；豊かな教養と幅広い知識、優れた技術、「誠の人間たる」態度を身につける必要があることを理解し、日々研鑽を続ける責務と後進育成の使命を自覚すること。
3. 医療安全；安全な医療を提供し続けるために、感染対策、医療安全管理に対する知恵を身につけ、自己の身体的および精神的健康にも気を配りつつ、医療の質の向上に努めることができること。
4. 医学的知識；初期臨床研修医あるいは研究医としての業務を行うために必要な基礎生命科学、臨床医学、行動科学、社会医学および医学英語の、知識と科学的思考方法を有しており、疾患の予防、診断と治療、あるいは研究に活用できること。
5. 診療技術・患者ケア；的確な医療情報を収集し、それをもとに適確な診断を下し、プライマリケアを実践して記録する、という基本的な課程を「誠の医師」として患者に真摯に向き合っておこなえること。
6. コミュニケーションとチーム医療；「誠の人間」にふさわしい謙虚さを身につけ、患者やその家族および医療従事者間で、互いの立場を尊重した関係を構築することができること。
7. 医療の社会性；「厚生済民」の建学の精神に基づき、社会保障制度および法律に関する知識を修得し、国内外の保健医療に貢献する意志を有すること。
8. 地域医療；本学は医療の偏在化を是正するために作られた医育機関であることをわきまえ、地域の特性を理解し、地域のニーズに配慮した診療や予防医学、あるいは災害医療に貢献するという将来ビジョンを描き、地域医療で果たすべき責任を自覚していること。

以上の内容は、卒業時に達成していなければならない能力として、卒業時コンピテンシーに盛り込まれています。これらの教育成果を達成することができるように六年一貫で順次性をもったカリキュラムが構成されています。本学のすべてのカリキュラムを完遂し、年次ごとの科目を着実に修得することが必要です。そのため、学則第2条に定める期間を在学し、かつ第6条に定める所定の授業科目及び単位を履修修得することが要件となります。

IV-3-1-2 医学科教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本学の建学の精神「医療人たる前に、誠の人間たれ」を深く理解したうえで、医師として必要な知識・技能・態度を修得したものに、医学士の学位を与えます。そこに至るため、六年一貫の教育カリキュラムが作られています。

1. 実社会における複雑な事象に余裕を持って対応するためには、医学以外の領域にも幅広い知識を有していることが大事です。そのため、初年次からさまざまな教養科目を選択で学びます。法や倫理に関しては、医学専門課程を学びながら4年生で履修できるようにしています。
2. 入学直後から、地域医療あるいは研究の場で活用できる知識・技能と、前向きな姿勢を持つようするため、1年生より地域医療見学研修、医療体験実習、看護・介護体験実習、初年次ゼミナールをおこないます。初年次ゼミナールでは、おもに基礎医学系の研究室で専門的な学問に触れることができます。
3. 社会正義と患者の福祉優先原則のもとに行動し、倫理的態度を自分のものとするため、倫理教育やプロフェッショナルリズム教育を1年生から受けるとともに、医療現場における見学と研修では行動と言動の是非を指導されます。
4. 入試形態の相違によるハンディキャップを解消して、無理なく医学専門課程が履修できるような橋渡し教育を1年生でおこないます。また、習熟度に応じた正規、あるいは課外の授業をおこないます。
5. 1～4年生では、基礎生命科学、臨床医学、社会医学、行動科学の知識を修得し、常に自分を振り返る謙虚な態度をもてるようするため、レポートやポートフォリオによる学修記録や小テスト、定期試験を実施します。臨床現場に出て診療活動にStudent Doctorとして参加するだけの知識・技能・態度が身につけているかどうかは、4年生の共用試験（CBTとOSCE）で判断するため、共用試験前に基礎生命科学、臨床医学、社会医学、行動科学の知識の定着を確認する演習や基本的臨床技能実習を実施します。
6. 医療・医学の進歩に遅れることなく、最新かつ最善の知識と技能を修得し、科学的思考方法を身につけるため、初年次にゼミナールに参加し、医学英語を2・3年生で学び、3年生で各講座・部門にて研究室配属をおこないます。図書館や教養教育センターあるいは学部専門講座の教員が、科学的リテラシーを教育する支援体制を構築しています。
7. 臨床医として、地域医療の現場で働く将来ビジョンを描き、コミュニティーで果たすべき責任を自覚するため、4・5・6年生は大学附属病院と地域医療機関でStudent Doctorという立場で、見学型から実際の診療チームに加わる診療参加型の実習へ進むように実習を整備しています。
8. 人間関係を良好に保つことは、医療プロフェッショナルとして必要な資質です。そのため、1年生は全員が寮に入り、グループで生活する場に慣れるような環境を整備しています。初年次ゼミナールや3年生の研究室配属、あるいは各学年で配されているさまざまな実習は、少人数によるグループワークが基本になっています。臨床現場での診療参加型実習は、医療従事者、患者、家族などの質問や助言に真摯に耳を傾ける姿勢を身につける場となっています。

9. 医療現場で求められている多職種連携をスムーズにできるようになるため、他の学部の学生と一緒に作業をおこなうプログラムを複数学年に設けています。
10. 学位授与方針に述べている卒業時学修成果を達成できるように、カリキュラムは段階的に順次性をもって構築されております。各課程では、知識・態度・技能の面で所定の目標に到達したかどうかをアセスメント・ポリシーに則って多面的に評価し、学年ごとに進級判定をします。卒業前には、医学知識と問題解決能力を総合的に判定する試験と、技能・態度を評価する臨床実習後客観的臨床能力試験を実施しています。

IV-3-1-3 医学科学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、「医療人たる前に、誠の人間たれ」という建学の精神のもとに、地域医療に貢献する医療人育成を使命として設立されました。学則には、「まず人間としての教養を高め、十分な知識と技術とを習得し、更に進んでは専門の学理を極め、実地の修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斯道の進歩発展に貢献する」ことが掲げられています。医学教育・教養教育を通して、優れた資質と深い人間愛を有し、生涯にわたって人格的に成長できる人材の育成が、本学の目指すところです。

医学部では、次のような人材を求めています。

1. 生命倫理を尊重し、医学を修得し実践するための知性と科学的論理性を有している。
2. 広い視野でものごとを捉え、自律的かつ積極的に課題を発見し、解決することができる旺盛な探求心を有している。
3. 病む人・悩める人の体と心を理解し、彼らに向きあう強い意志と情熱を有している。
4. 世界的視野から医学の進歩と発展に貢献するという向上心を有している。
5. さまざまな地域において、医療に誠意をもって貢献しようとする利他精神を有している。
6. 生涯にわたる継続的な学修をするため、自ら学ぶ意欲と積極性を有している。
7. 自己の身体的および精神的健康に気を配る実績を有している。

これらの資質を備えた方を受け入れるにあたって、一般入試、推薦入試および歯科医師学士編入試験で、学生を募集して選抜します。

一般入試では、生命科学を学ぶ知的能力が身についているかどうかを判断するために、筆記試験を課しています。数学と理科（物理、化学、生物のうち2科目）では、大学での学びに必要な基礎的な知識と論理的思考能力を備えているかどうかを確認します。あわせて、最新の医学知識の学修と収集、国際的な医療活動や研究成果の発信に必要となる英語を試験科目に加えています。推薦入試では、基礎学力試験（英語、数学、理科）および調査書によって、大学での学びに必要な基礎的な知識を備えているかどうかを確認するとともに、志望理由書によって、将来、医師となるための熱意や自覚を持っているかどうかを確かめます。

学士編入制度は、基礎的な生命科学の知識を有す歯科医師が、より短期間で医師としての知識・技能を修得できる制度です。選抜試験においては、生命科学の基礎知識や一般教養を問います。

上記いずれの入試においても、一般常識をわきまえ、バランスのとれた人格的資質や基本的なコミュニケーション能力と、地域医療および研究にける意志を有し、かつ自己管理ができることを確認するために、面接をおこないます。

なお、入学者の受け入れにあたっては、民族、宗教、国籍、性別および性的指向などを問わず、多様な人材を募集しますが、大学の使命に則って、地域性を考慮した入試枠を設けます（継続認可申請中）。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 社会の要請に合わせた学位授与方針を定期的に見直します。
2. 本学の受益者によるカリキュラム内容を定期的に見直します。
3. 「誠の医療人」の育成に向けた戦略的な全人教育プログラムを強化します。
4. I R (Institutional Research) による学生の学生生活および修学状況の解析とそれに応じた学修方略を策定します。
5. 全学的観点からの学修環境を整備します。

IV-3-2 医学研究科

IV-3-2-1 医学研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

「研究を通じて誠の人間に至る」という本学の理念に則り、所定の教育課程を修了し、以下の教育目標に達して、学位論文審査に合格した学生に“修士（医科学）”“博士（医学）”の学位を授与します。

【修士課程】

1. 科学的思考のもとに医療行為（含、看護、介護等）あるいは生命科学研究を、おこなうことができること
2. 地域医療の現場や生命科学研究の場で、応用可能な、高度の専門知識・技能を身につけていること
3. 医療行為の安全性や効率性の改善を企画・提言し、実行できること
4. 高い専門知識や熟練した技能・技術で、多職種連携業務に貢献できること
5. 次世代の育成に貢献できること

以上の教育成果を達成することができるように修士課程のカリキュラムが構成されています。定められた期間内に所定の講義と実習を受けて（学則第6条と第8条）、医療、あるいは生命科学の専門職としての知識と技術および態度を身につけることが求められます。また、研究活動で得られた科学的知見を学位論文として提出し、審査を受けて最終試験に合格することが、学位授与の要件となります。

【博士課程】

1. 革新的な医療を立案・遂行するために必要な、基礎、臨床（応用）さらには学際的な分野にいたるまでの、幅広い知識を身につけていること
2. 最新の生命科学ならびに医学研究の動向について、継続的に情報収集と解析を続ける能力を有すること
3. 医療や生命科学研究の分野で、新たな課題を現実の問題から見だし、課題解決に向けて自ら研究を計画・立案し、遂行できること
4. 自らの思考、判断の過程や結果を論理的に説明し、的確に記述する能力があること
5. 自らが見出した新知見を国際的に紹介し、討議するコミュニケーション能力を有すること
6. 医師として、その診断や治療能力を活かして地域医療の向上に参画する能力を有すること、あるいは研究者として、その科学的技能を活かして生命科学の進歩に貢献する能力を有すること
7. 高い倫理性を持って、高度医療や医学研究を遂行できること

8. 次世代の育成に貢献することができること

以上の教育成果を達成することができるように博士課程のカリキュラムが構成されています。定められた期間内に所定の講義と実習を受けて（学則第6条と第8条）、最先端の生命科学や医学知識を学び、卓越した医療技術を修得することが求められます。主体的に研究者として自立していることを証明するため、研究活動で得られた科学的知見を学術論文として、査読制度のある学術雑誌に掲載し、公表（あるいは掲載予定として受理）しなければなりません。国際的に評価される質の高い研究を企画し遂行するためには、しっかりした実験計画の立案と遂行途中での適切な見直しが必要となります。そこで、研究開始時と遂行途中に初期審査、中間審査を受け、大学院修了時の最終試験の合格を経なければなりません。これらの条件を満足することが学位授与の要件となっています。

IV-3-2-2 医学研究科教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

【修士課程】

医学研究科修士課程では、基礎科目と臨床科目、実習および演習を通じて下記の教育の機会を提供するとともに、より緻密な教育・研究指導を行うため、入学者には研究指導教員を定めます。

1. 医療行為あるいは生命科学研究をおこなうための科学的思考を身につけるための「基礎科目」を必修としています。
2. 地域医療や生命科学研究の場で、専門知識・技能に対し、実践的な考察を行うために、「先端医科学群」と「応用医科学群」の専門科目を設定しています。
3. 医療行為の安全性や効率性を改善させる能力を養うための基礎科目を必修としています。
4. 多職種連携業務に貢献できる基礎科目を必修としています。
5. 研究指導者との経験より、次世代の育成に貢献する指導者としてモチベーションを養います。

【博士課程】

医学研究科博士課程では、基礎科目と臨床科目、実習および演習を通じて教育の機会を提供するとともに、より緻密な教育・研究指導を行うため、入学者には研究指導チームを定めます。

1. 基礎、臨床、学際的な分野の幅広い知識を身につけるため、「専門領域医学分野」、「融合領域医学分野」、「地域医療学実践分野」を設けるとともに、「共通教育科目」を必修としています。
2. 医学研究の継続的な情報収集・解析能力を身につけるため、情報収集・分析力を養成する科目を共通教育科目に設定しています。
3. 新たな課題を見出し、自ら研究を計画・遂行できるようになるため、履修プロセス管理システムを整備し、初期審査及び中間審査を通して、研究計画書・進捗状況の評価とフィードバックを行っています。

4. 論理的説明能力を身につけるため、最終試験では公開の場で発表とディスカッションを実施し、客観的に評価しています。また、的確な記述能力を身につけるため、査読制度のある雑誌への論文発表を行います。
5. 国際的なコミュニケーション能力を身につけるため、国際学会での発表や国際誌への投稿能力を養成する科目を共通教育科目に設定しています。
6. 地域医療への参画能力を得るため、「地域医療学実践分野」を設定しています。また、生命科学への貢献能力を身につけるため、「融合領域医学分野」を設けています。
7. 高い倫理性を持って、高度医療や医学研究を遂行するため、研究倫理を共通教育科目に設定しています。
8. 履修プロセス管理を通じて行われる研究指導体制を経験することで、次世代の育成に貢献する指導者としてモチベーションを養います。

あらかじめ定められた期間内に全課程を修了が困難となった場合に備えて、長期履修制度を整備します。一方、所定の期間に達する前に優れた研究成果を公表した場合は、早期に履修の終了が可能です。また、遠隔地からの受講を可能にするため、遠隔授業システムを導入します。支援の一環として、奨学金制度を設けます。

IV-3-2-3 医学研究科学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学大学院学則では「医学、歯学及び薬学に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的及び使命とする」と謳っています。医学研究科では、これを踏まえ、高い研究能力と地域医療の実践能力を有する人材の育成を目指しています。

【修士課程】

医学研究科修士課程では、医学及び医療に関する専門知識や技能・技術を修得するための教育が行われます。基本的に四年制大学を卒業した方を対象とし、地域医療に貢献する生命科学研究者、あるいは、研究活動を行いつつ高度医療技術者をめざす人を求めています。

【博士課程】

医学研究科博士課程では、国際的な視野に立って先進的な研究活動に従事する者、あるいは、研究を推進しつつ医療現場で主導的役割を果たす医療人を育成します。六年制大学を卒業あるいは修士課程修了した方を対象とし、高度かつ広範な最先端の医学知識と医療技術・技能を修得しようとする人を求めています。

【修士課程・博士課程】

医学研究科入学試験には、一般選抜と社会人特別選抜があります。

一般選抜では、外国語試験によって国際的な研究水準および研究成果の発信に必要な語学力を有することを確認します。さらに、修士課程では面接試験によって、最先端の医学や医療を担っていくための研究意欲を有するかどうかを確認します。博士課程では専門試験によって、先進的な研究に必要な専門領域の知識・技能の基礎的な力の有無と、研究継続能力と意思があるかどうかを判断します。

社会人特別選抜では、上記に加えて、働きながら教育を受け、研究に従事する強い意志を有することを、小論文試験によって確認します。

なお、入学者の受け入れにあたっては、民族、宗教、国籍、性別および性的指向などを問わず、多様な人材を募集します。

<中長期に改善・強化する事項>

医学研究者育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 医学科学生が医学研究科の単位を一部取得できる制度を整備します（例えば、医学科学生が医学研究科の授業を聴講）。
2. 国際的学会および国際的学術雑誌での公表を推進します。
3. 遠隔授業の質を向上します（例えば、オリジナル画像の整備、配信画質、ハンドアウト配布等）。
4. 遠隔地学生へのIoTを用いた指導方法を改善します。
5. 研究遂行過程における倫理教育及び研究資料の保全指導を徹底します。
6. 医学研究科在籍者の定員を確保します。

IV-3-3 歯学部歯学科

IV-3-3-1 歯学科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

本学の建学の精神「医療人たる前に、誠の人間たれ」を深く理解したうえで歯科医師として必要な知識・技能・態度を修得し、チーム医療や地域社会において活躍できる歯科医師として以下の各資質を身につけ、かつ所定の課程を修めた者に対して学士（歯学）の学位を授与します。

1. 歯科医師として患者や地域住民の健康と生命を守るという責務を理解し、高度な専門性と豊かな人間性と倫理観を有すること。（プロフェッショナリズム）
2. 患者・家族に歯科医療の内容をわかりやすく伝え、彼らの気持ちに配慮しながら良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力を備えること。（コミュニケーション能力）
3. 医療チームの一員として、相手の立場を尊重しお互いの協力のもとに医療を円滑に実践すること。（チーム医療の実践能力）
4. 科学的な根拠をもとに統合された知識、技能、態度を有し、全身的、心理的、社会的状況に対応可能な総合的な診療を実践すること。（包括的歯科医療の実践能力）
5. 地域の保健、医療、福祉、介護の現状や問題点を把握して、地域医療の向上に取り組む態度・技能が備わっていること。（地域保健・医療の実践能力）
6. 歯科医師として求められる基本的診療技術を高い水準で修得していること。（高水準の診療能力）
7. 国際的な保健・医療活動に貢献するための態度と基本的な語学能力を有すること。（国際貢献への資質）
8. 歯科医学や医療の発展に寄与する研究を遂行するために必要な知識と技能を有すること。（研究マインドの保持）
9. 生涯にわたり歯科医療に対する自己研鑽を続ける態度が備わっていること。（生涯学習の実践）

以上の教育成果を達成することができるように六年一貫でカリキュラムが構成されています。本学のすべてのカリキュラムを完遂し、年次ごとの科目を着実に修得することが必要です。そのため、学則第2条に定める期間を在学し、かつ第6条に定める所定の授業科目及び単位を履修修得しなければなりません。その上で、各学年および卒業時に定められた成果評価試験（筆記式の試験、客観的臨床技能試験、態度評価）に合格したものを卒業とし、学士（歯学）の学位を授与します。

IV-3-3-2 歯学科教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

学士（歯学）の学位授与の方針を実現するために、汎用的な共通教育科目と、幅広い分野にわたる基礎専門科目、より専門的な臨床専門コース（科目）による教育課程を整備し、体系的な歯学の履修を可能にします。

1. 歯科医師の社会的責任を自覚し、初年時から継続的なプロフェッショナリズム教育を行います。（プロフェッショナリズムの育成）

2. 患者やその家族との良好な人間関係の構築に必要なコミュニケーション能力を高めるための医療面接を理解し体験する科目を設置します。(コミュニケーション能力の向上)
3. 地域の医療施設ならびに居宅、福祉施設等で多職種と協働して適切な保健・医療を提供するためには地域保健・医療の問題点の疫学的把握方法、職種間の相互理解と円滑なコミュニケーションが必要です。そのために社会歯科学系科目に加え、演習によるシミュレーション、現場実習等を行うコースを初年次から6年次までに設置します。(地域保健・医療、チーム医療の実践能力の育成)
4. 科学的根拠に基づいた診断と歯科診療の計画立案ならびに実践のために、基礎、臨床科目を統合した、包括的、診療時系列的学修のためのコース制学修をはじめとする包括的臨床科目教育を実施します。(包括的臨床歯科医学教育)
5. 歯科医師として求められる基本的診療技術を高い水準で獲得するために、スチューデントクリニシャンシステムを導入し、自験を充実させた診療参加型実習を行います。(高水準の基本的診療能力の獲得)
6. 国際的な歯科医療活動に参加するための基本的な英語能力を身につけるために、歯科医療に関連する英単語から英会話を学習する歯科専門英語の科目を設置します。さらに培った語学力を実践する国際的体験コースを設置します(選択制)。(国際貢献の資質の育成)
7. 歯科医学や医療の発展に寄与する研究マインドを涵養するために実際に課題に対する研究を行う科目を設置します。(研究マインドの涵養)
8. 生涯にわたる自己研鑽を継続するために必要な問題発見・解決能力を身につけるため、プレゼンテーション、PBLなどの能動的学習機会を各科目に設けます。(能動的学習の習慣化)

IV-3-3-3 歯学科学学生受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)

本学は、「医療人たる前に、誠の人間たれ」という建学の精神のもとに、地域医療に貢献する医療人育成を使命として設立されました。学則には、「まず人間としての教養を高め、十分な知識と技術とを習得し、更に進んでは専門の学理を極め、実地の修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斯道の進歩発展に貢献する」ことが掲げられています。医学教育・教養教育を通して、優れた資質と深い人間愛を有する医療人、研究者、人格的に成長できる人材の育成が、本学の目指すところです。

歯学部では、次のような人材を求めています。

1. 全人的な立場で周囲と交流できる協調性のある人
2. 明確な目的意識を持って、積極的に社会貢献のできる人
3. 科学的な思考のもとに周囲の現象を捉えることができる人
4. 医学や歯学を生涯学習の対象として捉え、意欲的に勉学のできる人
5. 国際社会における医療や研究活動に、積極的に参加する意欲のある人

多様な人材を募るために、一般入試、推薦入試、編入試験を行います。また、大学入試センター試験を利用した入学試験も行っています。

一般入試では、高等学校で履修する3教科（理科、数学、外国語）についての筆記試験と面接試験によって、入学後の修業に必要な学力を有していることを確認します。筆記試験のなかで、歯科医学を修得するために必要とされる生命現象を理論的に捉える力が身についているかを確認するために理科の試験を課します。また、歯科医療の現場で必要とされる医療統計を学ぶに足る基礎学力や国際的コミュニケーション能力を習得するための基礎学力を有していることを確認するために、「数学」、「英語」の試験を課します。面接試験は歯科医師をめざす熱意、具備すべき一般常識、社会との協調性などを確かめます。これらの試験を通して、歯科医師にふさわしい資質とバランスの取れた人格とを備えているかの総合的な判断をおこないます。

推薦入試では、志望理由書や調査書に基づいて学習に必要な基礎知識を有しているかを確認するとともに、歯科医療の実践に必要とされる問題発見力とその問題解決に必要な思考力を有しているかを小論文にて評価します。加えて、面接試験では、歯科医療の現場で必要とされる自己の考えを人にわかりやすく説明する力や人の意見を聞きそれについて議論する力を評価します。

編入学制度は、高い目的意識をもった他専門領域の履修者あるいは社会経験者を受け入れ、それらの経験を生かしながら歯科医師としての知識・態度・技能を修得するために実施しています。選抜は小論文と面接とでおこない、これらのなかで歯科医師をめざす熱意とともに、基礎知識や一般常識を質し、勉学する資質を備えているかを判断します。

なお、入学者の受け入れにあたっては、民族、宗教、国籍、性別および性的指向などを問わず、多様な人材を募集します。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 入学希望者の確保に努め、入学者選抜の改善に向けて入試方法を検討します。
2. 社会の要請に合わせた学位授与方針を定期的に見直します。
3. 医療をとりまく環境の変化に合致するようカリキュラム内容を定期的に見直します。
4. 「誠の医療人」の育成に向けた戦略的な全人教育プログラムの充実化を図ります。
5. 本学の特徴である医・歯・薬・看護連携教育の充実化を図ります。
6. 地域医療における実践的医療者（歯科医師）の育成を推進します。
7. IRによる学生の学生生活および修学状況の解析とそれに応じた学修方略の策定をおこないます。
8. 全学的観点からの学修環境の整備をおこないます。

IV-3-4 歯学研究科

歯学研究科は、国際的な視野に立って自立して研究活動を行うに足りる高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、歯科医学と地域歯科医療の発展に貢献する生命科学研究者及び臨床歯科医師を育成します。

IV-3-4-1 歯学研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

大学院歯学研究科の理念と教育目標に則り、所定の教育課程を修了し、以下の各資質を身につけ、学位論文審査に合格した学生に“博士（歯学）”の学位を授与します。

【博士課程】

1. 革新的な歯科医療を立案・遂行するために必要な、基礎、臨床（応用）さらには学際的な分野にいたるまでの、幅広い知識を身につけている。
2. 最新の生命科学ならびに歯学の研究の動向についての興味、関心を持っている。
3. 最新の生命科学ならびに歯学の情報を分析し、新たな課題を現実の問題から見だし、課題解決に向けて自ら計画、立案、アプローチ（遂行）をしている。
4. 自らの思考、判断のプロセスや結果を、論理的に説明し、的確に記述している。
5. 国際学会でプレゼンテーションするための、語学力、コミュニケーション力等の技能を身につけている。
6. 高度臨床歯科医師として、その診断や治療能力を生かして地域医療の向上に参画する意欲を持っている。
7. 歯学研究者として高い倫理観を持ち、得られた知識、成果を社会に還元し活かそうとする態度を身につけている。
8. 次世代の育成に貢献する意欲を持っている。

以上の教育成果を達成することができるように博士課程のカリキュラムが構成されています。定められた期間内に所定の講義と実習を受けて（学則第6条と第8条）、高度歯科医療技術者としての知識と技能および態度を身につけることが求められます。また、研究活動で得られた科学的知見を学位論文として提出し、公表されなければなりません。論文の審査と最終試験合格が、学位授与の要件となります。

IV-3-4-2 歯学研究科教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

博士（歯学）の学位授与の方針を実現するために、幅広い分野にわたる基礎的、汎用的な共通科目と、より専門的なコース科目による教育課程を整備し、体系的な履修を促進します。

1. 各専攻領域に共通する幅広い素養や自主性、知識・技術を涵養するために講義・演習による大学院共通教育プログラムを設置します。

2. 情報分析力、語学力、コミュニケーション力等の汎用的な能力を身につけるために、共通基礎科目を必修とします。
3. 専攻別学科目に加え、とくに優れた研究能力を備えた臨床歯科医の養成を目的として、高度臨床歯科医育成コースを設置します。
4. 専門分野の知識の獲得を確実にし、研究計画につなげるために、個人別の教育・研究履歴を作成します。
5. 高度臨床歯科医師として、その専門性を生かして地域医療の向上に参画する意欲を高めるために、高度臨床歯科実習等の科目を配置します。
6. 歯学研究者として高い倫理性を持って、得られた知識、成果を社会に還元し活かそうとする態度を身につけるための科目を配置します。
7. 自らの思考、判断のプロセスや研究方法・成果を、論理的に的確に説明することができるように、初期および中間審査を実施します。
8. 中期審査に合格し、かつ研究論文が雑誌に投稿、採択された学生は、主査副査による一次審査と研究科委員会による二次審査をへて、博士（歯学）の学位を授与します。

IV-3-4-3 歯学研究科学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学大学院学則では「医学、歯学及び薬学に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的及び使命とする」と謳っています。歯学研究科では、これを踏まえ、高い研究能力と地域医療の実践能力を有する人材の育成を目指しています。

【博士課程】

歯学研究科では、次のような人材を求めています。

1. 先進的な歯科医学に深い探究心がある人
2. 国際的な広い視野に立つ生命科学研究者を志す人
3. 高度臨床歯科医師として地域歯科医療の発展に貢献できる人
4. 豊かな人間性を持ち、物事に柔軟な対応ができる人
5. 常に問題意識を持ち、継続的に自学自習のできる人

多様な人材を募るために、一般選抜と社会人特別選抜試験を行います。

選抜試験では、外国語試験によって国際的な研究水準および研究成果の発信に必要な語学力を有することを確認します。さらに、専門試験によって、先進的な研究に必要な専門領域の知識・技能の基礎的な力の有無を判断します。

なお、入学者の受け入れにあたっては、民族、宗教、国籍、性別および性的指向などを問わず、多様な人材を募集します。

<中長期に改善・強化する事項>

歯学研究者育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 歯学科学生が歯学研究科の単位の一部を取得できるようにします。
(例えば、歯学科学生が歯学研究科の授業を聴講)
2. 国際的学会および国際的学術雑誌での公表を推進します。
3. 研究遂行過程における倫理教育を行います。
4. 歯学研究科在籍者の定員を確保します。
5. 実験データを電子ファイル化し、その保管・管理をします。

IV-3-5 薬学部薬学科

IV-3-5-1 薬学学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

本学の建学の精神「医療人たる前に、誠の人間たれ」を深く理解したうえで薬剤師として必要な知識・技能・態度を修得し、薬学の進歩と地域医療の発展に貢献する人材として以下のような資質・能力が育成されており、かつ所定の単位を修めた者に対して学位（薬学）を授与します。

1. 医療人としての倫理観を備え、患者・生活者の視点を考慮し行動する。
2. 医薬品を理解して適正に取り扱う。
3. 医薬品および関連する法規・制度、公衆衛生等について、医療人のみならず一般人にも分かりやすく適切に説明する。
4. 適正な医療の提供および国民の健康維持・増進のサポートに貢献する。
5. チーム医療において、患者・生活者、他職種から情報を適切に収集し、これらの人々に有益な情報を提供するためのコミュニケーション能力を有する。
6. 医療施設や地域におけるチーム医療に積極的に参画し、相互の尊重のもとにファーマシューティカルケアを実践する能力を有する。
7. 薬学・医療の進歩と改善に資する研究を遂行する意欲とそれを実践するための基本的な知識・技能・態度を有する。
8. 医療における問題点を抽出し、科学的・論理的に問題解決を実践する意欲と態度を有する。
9. 薬学・医療の進歩に対応するために、医療と医薬品を巡る社会的動向を把握し、生涯学習を実践していく意欲と態度を有する。
10. 次世代を担う医療人を育成する意欲と態度を有する。

以上の教育成果を達成することができるように六年一貫でカリキュラムが構成されています。本学のすべてのカリキュラムを完遂し、年次ごとの科目を着実に修得することが必要です。そのため、学則第2条に定める期間を在学し、かつ第6条に定める所定の授業科目及び単位を履修修得することが要件になります。

IV-3-5-2 薬学科教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

学位授与に要求される能力を修得するために、薬学部は、以下の方針でカリキュラムを編成します。

1. 6年間の全カリキュラムを通じ、生命と真摯に向き合う、温かい心を持つ「誠の人間」を育成します。
2. 「薬学教育モデル・コアカリキュラム」および医療現場のニーズに基づき学習目標を設定し、学年進行に伴い順次達成していきます。
3. 共通教育科目を通してヒューマンリズムの基本や一般教養を身につけることにより豊かな人間性を育みます。

4. 薬学専門科目を学び、医療を担う薬剤師に必要な知識・技能・態度を身につけます。
5. 医学部・歯学部・薬学部・看護学部連携科目を通じ、チーム医療において薬剤師として活躍するために必要な知識・技能・態度とコミュニケーション能力を身につけます。
6. 薬学実習および卒業研究を通して、薬学研究の重要性を認識し、科学的・論理的な思考力、課題発見・問題解決能力を養うとともに、学ぶ姿勢や自己研鑽能力を身につけます。
7. 病院と薬局における実務実習を通して医療現場の実際を体験し、臨床に資する薬剤師としての倫理観や実践力を養います。

IV-3-5-3 薬学科学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、「医療人たる前に、誠の人間たれ」という建学の精神のもとに、地域医療に貢献する医療人育成を使命として設立されました。学則には、「まず人間としての教養を高め、十分な知識と技術とを習得し、更に進んでは専門の学理を極め、実地の修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斯道の進歩発展に貢献する」ことが掲げられています。薬学教育・教養教育を通して、優れた資質と深い人間愛を有する医療人、研究者、人格的に成長できる人材の育成が、本学の目指すところです。

薬学部では、次のような人材を求めています。

1. 生命の大切さを知り、問題解決能力を身につける姿勢を持った人
2. 高度なチーム医療に薬の専門家（薬剤師）として参加したい人
3. 医療と薬の専門性を基に疾病解明や医薬品の設計・開発に携わりたい人
4. 医療人として地域社会や国際社会に貢献したい人

上記の資質を備えた人材を募るために、一般入試、推薦入試という2つの方式で、学生を募集します。また、大学入試センター試験を利用した入学試験も行っています。

薬学部の勉学の中心は薬です。薬の構造や作用などを学ぶために、理科（物理・化学・生物）の基礎は欠かせません。また、薬を正確に量ることはもちろん、薬の様々な性質を明らかにするために数学的な処理が必要です。併せて、外国人への対応や、最新の医療情報を入手するためには、英語の基礎学力が必要です。そのため、受験生は、理科（物理・化学・生物）、数学、英語を高校でしっかり履修していることを望みます。

一般入試および大学入学センター試験利用入試では、薬学部での学びに大切な3教科（理科、数学、外国語）についての学力試験によって、入学後の学修に必要な基礎的な知識が備わっているかどうかを確認します。一般入試の学力試験は、知識にくわえて観察能力や応用的思考力も記述から評価しています。更に、一般入試では学力試験のほか、面接試験を実施し、基本的なコミュニケーション能力および大学での学びに対する姿勢も判断します。

推薦入試では、志望理由書や調査書に基づき、薬学を学ぶための準備状況や熱意、志望動機を確認するとともに、薬学部での学びに大切な理科の中から化学を学力試験として実施し、基礎的知識の確認をおこないます。推薦入試においても面接試験を実施し、薬学を志す熱意を確認するとともに、科学に対する関心および医療や薬事に対する考えを聞き、本学において学ぶ姿勢が備わっているか総合的に判断します。

なお、入学者の受け入れにあたっては、民族、宗教、国籍、性別および性的指向などを問わず、多様な人材を募集します。

<中長期的に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 入学者選抜の改善に向けて入試方法を検討し、入学希望者の確保に努めます。
2. 学位授与方針とその総合的な評価方法を定期的に見直します。
3. 薬学・医療をとりまく環境の変化に合致するようカリキュラム内容を定期的に見直します。
4. 「誠の医療人」の育成に向けた全人教育プログラムの充実化を図ります。
5. 学生生活および修学状況の解析とそれに応じた学修方略の策定をおこないます。
6. 全学的観点から学修環境の整備をおこないます。

IV-3-6 薬学研究科

IV-3-6-1 薬学研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

大学院薬学研究科の理念と教育目標に則り、所定の教育課程を修了し、以下の各項目を身につけ、学位論文審査に合格した学生に“修士（薬科学）”“博士（薬学）”の学位を授与します。

【修士課程】

修士課程（薬科学専攻）においては、以下の人材となりうるための知識・能力を修得します。

1. 薬学関連業界の幅広い領域で活躍できる人材

薬学に関する最新かつ十分な知識を身につけ、製薬企業の医薬情報担当者や医薬品開発担当者あるいは製剤技術者、医薬品開発業務受託機関におけるモニター、治験施設支援機関における治験コーディネーター、創薬科学研究者などとして、薬学関連業界における多くの分野で活躍できる。

2. 最新の知識を身につけた薬剤師

これからの薬剤師界は、6年制薬学部を卒業した薬剤師によって活性化される一方、現に活躍している薬剤師によって牽引されていくことが望ましい。十分な実務経験の上に、薬学に関する最新の知識をバランスよく修得し、薬剤師界の発展に寄与することができる。

以上の教育成果を達成することができるように修士課程のカリキュラムが構成されています。定められた期間内に所定の講義と実習を受けて（学則第6条と第8条）、高度な薬学の知識と技能および態度を身につけることが求められます。また、研究活動で得られた科学的知見を学位論文として提出し、審査を受けて最終試験に合格することが、学位授与の要件となります。

【博士課程】

博士課程（医療薬学専攻）においては、以下の人材となりうるための知識・能力を修得します。

1. 科学的な視野に立ち、臨床の場においてリーダーとなれる薬剤師

臨床の場におけるリーダーとして活躍するとともに、高度な専門知識を持った臨床薬剤師を教育することができる。また、がん専門薬剤師、感染制御薬剤師などの専門薬剤師認定資格取得に向けた学術基盤を構築している。

2. 臨床におけるニーズを理解した医薬品開発研究者

リード化合物の探索、医薬分子の構造設計、有機分子と生体分子との相互作用、天然物由来の医薬品及びリード化合物、分子標的薬などの物理化学、有機化学、天然物化学、医薬品化学に関する知識、研究手法を修得している。これに加えて、これらの知識、研究技術を有効に活用するために、臨床での医薬品に対する要求について理解することができる。

3. 新規医薬品、新規治療法の開発に向けたシーズを提供できる生命薬学研究者

生体高分子の構造、酵素反応、分子遺伝学、遺伝子の解析、生体膜の輸送の分子機構などに関する知識、研究手法を修得し、生命薬学研究者としての基礎を構築している。さらに医療分野における生命薬学の重要性を認識し、新規医薬品、新規治療法の開発に向けたシーズを提供できる。

4. 6年制薬学部、大学院薬学研究科、臨床の場における薬学教育者

高度な専門知識と技能を備えた臨床薬剤師、医薬品開発研究者、生命薬学研究者、これらを教育することのできる人材となりうる。さらには実務実習に関する教育ができる。

以上の教育成果を達成することができるように博士課程のカリキュラムが構成されています。定められた期間内に所定の講義と実習を受けて（学則第6条と第8条）、最先端の生命科学や薬学知識を学び、卓越した技能を修得することが求められます。主体的に研究者として自立していることを証明するため、研究活動で得られた科学的知見を学術論文として、査読制度のある学術雑誌に掲載し、公表する（あるいは掲載予定として受理される）ことが求められます。国際的に評価される質の高い研究を企画し遂行するためには、しっかりした実験計画の立案と遂行途中での適切な見直しが必要となります。そこで、研究開始時、遂行途中および終了時の各段階で、それぞれ初期審査、中間審査を受けて最終試験に合格することが、学位授与の要件となっています。

IV-3-6-2 薬学研究科教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

【修士課程】

薬科学専攻の目指している下記の人材を育成するため、薬科学専攻では、A領域（構造・創薬）、B領域（細胞・薬理）、C領域（臨床・薬物）の3領域と共通科目に分類した講義科目のほか、実習及び演習を設けるとともに、より緻密な教育・研究指導を行うため、入学者には各1名の研究指導教員を定めます。

1. 薬学関連業界の幅広い領域で活躍できる人材の育成

21世紀に入ってもなお、がん、成人病、感染症、遺伝病など、未解決の疾病に対して新しい薬が必要とされており、日本は高度な創薬科学の研究を効果的に進め、製薬工業に貢献することが求められています。そこで、4年制薬学部をはじめとする理系学部出身者が創薬科学研究の場で活躍できるための教育を行います。また、製薬企業の医薬情報担当者や医薬品開発担当者あるいは製剤技術者、医薬品開発業務受託機関におけるモニター、治験施設支援機関における治験コーディネーターなど、薬学関連業界において多くの分野で活躍できる最新かつ十分な知識を身につけた人材を育成します。

2. 最新の知識を身につけた薬剤師の育成

現在の病院や薬局で勤務する薬剤師は、その多くが6年制薬学部の実務実習を担当しています。既に社会で活躍している薬剤師を2年制修士課程に迎え、薬剤師の学問的な資質、特に臨床における創薬科学の能力向上を目指し最新の知識を身につけた実務教育者として養成します。さらに、地域医療の担い手としての現役薬剤師が、最新の薬学知識を習得する場を提供します。

【博士課程】

医療薬学専攻の目指している下記の人材を育成するため、医療薬学専攻に分子病態解析学、分子薬効解析学、薬物療法解析学、創薬基盤薬学、生命機能科学の5つの専攻分野を置き、入学者はいずれかの専攻分野を選択し、専攻分野の教員と相談して研究指導教員を決定します。また、専攻分野に応じた特別研究、セミナーを履修します。

1. 科学的な視野に立ち、臨床の場においてリーダーとなれる薬剤師の育成

薬物治療における高度な知識、技能、態度を修得した臨床薬剤師を育成するための教育・研究プログラムが設置されています。これにより、臨床の場においてリーダーとなれる人材、さらには高度な専門知識を持った臨床薬剤師を教育することのできる人材の育成を目指します。また、がん専門薬剤師、感染制御専門薬剤師などの専門薬剤師認定資格取得に向けた学術基盤を構築します。

2. 臨床におけるニーズを理解した医薬品開発研究者の育成

物理化学、有機化学、天然物化学、医薬品化学に関する教育・研究プログラムを通して、リード化合物の探索、医薬分子の構造設計、有機分子と生体分子との相互作用、天然物由来の医薬品およびリード化合物、分子標的薬などの物理化学、有機化学、天然物化学、医薬品化学に関する知識、研究手法を修得します。これに加え、医療薬学コースにおける講義を受講することで、臨床におけるニーズを理解した医薬品開発研究者を育成します。

3. 新規医薬品、新規治療法の開発に向けたシーズを提供できる生命薬学研究者の育成

生体高分子の構造、酵素反応、分子遺伝学、遺伝子の解析、生体膜の輸送の分子機構などに関する教育・研究プログラムを通して、生命薬学研究者としての基礎を構築します。さらに医療薬学コースにおける講義で医療分野における生命薬学の重要性を認識し、新規医薬品、新規治療法の開発に向けたシーズを提供できる人材を育成します。

IV-3-6-3 薬学研究科学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学大学院学則では「医学、歯学及び薬学に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的及び使命とする」と謳っています。薬学研究科では、これを踏まえ、高い研究能力と地域医療の実践能力を有する人材の育成を目指しています。

【修士課程】

薬学研究科の修士課程（薬科学専攻）にあつては、国際的な視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力を養います。医療研究に貢献する生命薬学の知識を有した人材及び研究的視点を持った薬剤師を目指す人を求めています。

【博士課程】

薬学研究科の博士課程（医療薬学専攻）にあつては、国際的な視野に立って自立して研究活動を行うに足る高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養います。医療薬学と医療の発展に貢献する臨床薬剤師、医薬品開発研究者及び生命薬学研究者、そして薬学教育者を目指す人を求めています。

薬学研究科では、一般選抜試験と社会人特別選抜試験、外国人留学生特別選抜試験を行います。選抜試験では、外国語試験によって国際的な研究水準および研究成果の発信に必要な語学力を有することを確認します。さらに、専門試験によって、先進的な研究に必要な専門領域の知識・技能の基礎的な力の有無を判断します。

なお、入学者の受け入れにあつては、民族、宗教、国籍、性別および性的指向などを問わず、多様な人材を募集します。

<中長期的に改善・強化する事項>

薬学研究者育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 薬学科学学生が薬学研究科の単位の一部を取得できるようにします。（例えば、薬学科学学生が薬学研究科の授業を聴講）
2. 国際的学会および国際的学術雑誌での公表を推進します。
3. 研究遂行過程における倫理教育をおこないます。
4. 薬学研究科在籍者の定員を確保します。

IV-3-7 看護学部看護学科

IV-3-7-1 看護学科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

本学の建学の精神「医療人たる前に、誠の人間たれ」を深く理解したうえで看護職者として必要な知識・技能・態度を修得し、チーム医療や地域社会において活躍できる看護職者として以下のような能力などを身につけ、かつ所定の課程を修めた者に対して、学士（看護学）の学位を授与します。

1. 医療人としての全人的人間性を持ち、豊かな教養を身につけ、常に自分を振り返る、謙虚な態度を持つ。
2. 生命の尊厳と人間としての基本的権利を擁護し、人々の苦痛や苦悩を共感的に理解できる。
3. 看護の専門職性及び看護の発展に貢献できる基礎的能力を持つ。
4. 看護職者として、さまざまな健康上の課題に気づき、課題に応じて、創造的に看護を実践できる基本的な知識と技術を身につける。
5. 患者との関係性のアセスメントを行い、看護を受ける人が自ら持つ力を高められるような援助理論と方法を身につける。
6. 災害等の危機的状況においてもできるかぎり平常時と同様のケアを提供できるような構想力を身につける。
7. 保健医療福祉システムの中で、多職種連携を図り、看護の機能と看護職者の役割を理解し、調整機能を果たすための基礎的能力を身につける。
8. コミュニティーにおいて、医療職福祉職以外の人や機能と連携し、健康上の課題の解決に向けたネットワークが形成できるように看護職者の地域活動の機能を理解する。
9. 変動する国際社会にあって、看護職者の役割を国際的な視野で認識できる。

以上の教育成果を達成することができるように四年一貫でカリキュラムが構成されています。本学のすべてのカリキュラムを完遂するためには、学則第2条に定める期間を在学し、かつ第6条に定める授業科目及び単位を履修修得する必要があります。

IV-3-7-2 看護学科教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

人がかけがえのない存在であることを理解し、看護を行うことができる自律した専門職として地域に貢献できる基本的な能力を備えた人材を涵養します。そのため基礎的な知識と実践力の修得に留まらず、初学の時期から医療安全を推進する基本的な姿勢と看護管理的視点を修得できる教育課程を整備します。その実現のために以下のカリキュラムを編成して体系的な理解が得られるようにします。

1. 初年次教育として、高等学校からの橋渡し科目として位置付けられている理科・数学を学び教養の土台を築くとともに、全学部共学による「IPE（多職種連携）科目」を通して、論理的な考え方や表現方法の基本を修得するほか、適切かつ正確な情報を検索・収集する能力を身につけ、多職種連携の基本的な姿勢を学びます。
2. 看護職者として、人としての高い倫理観を保持するために広い教養の修得を図ります。
3. 高度・先進化していく医学専門知識と技術と看護学の多様性を相互に影響している関係性として結合させ、看護の実践に必要な知識を学びます。
4. 専門的に体系立てられた知識と洗練された技術の独自性を健康課題の視点から理解できる医療人として、卒業後も地域と施設それぞれの特性と関係性を踏まえ、学び続ける力を身につけます。
5. 県の地域性を、総合的・政策的・学際的に修得し、暮らしの場が災害などによる急激な変化に見舞われた時においても保健、医療、福祉サービスを途切れることなく提供できるように連続的・包括的にとらえ、看護職者としての活動が展開できるような能力を養います。
6. 環境への深い洞察力を培い、看護職者としてのヒューマンケアを実践できるような国際的な視野を持ち、看護の実践、教育、研究、政策立案等において将来にわたって寄与できるような医療人となるための教育を行います。

IV-3-7-3 看護学科学学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学は、「医療人たる前に、誠の人間たれ」という建学の精神のもとに、地域医療に貢献する医療人育成を使命として設立されました。学則には、「まず人間としての教養を高め、十分な知識と技術とを習得し、更に進んでは専門の学理を極め、実地の修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斯道の進歩発展に貢献する」ことが掲げられています。看護学教育・教養教育を通して、優れた資質と深い人間愛を有する医療人、研究者、人格的に成長できる人材の育成が、本学の目指すところです。

看護学部では、次のような人材を求めています。

1. 人々との相互関係に関心をもち、人としての尊厳を重んじることができる人
2. 人の不安や悩みを自らの問題として受け止めることができる人
3. 自然環境との共生と防災への構想力をもつことができる人
4. 自然科学と社会科学の学びから自己の成長を図ることができる人
5. 大学教職員とともに地域社会に役立つという意思をもつ人

上記の資質を備えた多様な人材を募るために、一般入試、推薦入試、社会人特別入試、編入学試験を行います。入学志願書や高等学校からの調査書に基づき、本学において看護学を学ぶ上で

の熱意、向上心、これまでの成績や学習態度を確認するとともに、いずれの試験区分においても面接試験を実施し、他者と協働して学ぶ資質やコミュニケーション能力を備えているか確認します。

一般入試では面接試験のほか、高等学校で履修する国語、外国語（英語）、数学または理科の筆記試験により、入学後の修業に必要とされる読解力、思考力、判断力、表現力、知識を確認し、本学において学ぶ姿勢が備わっているか総合的に判断します。

推薦入試および社会人特別入試では面接試験のほか、高等学校で履修する外国語（英語）の筆記試験と小論文により、入学後の修業に必要とされる読解力、思考力、判断力、表現力、知識を確認し、本学において学ぶ姿勢が備わっているか総合的に判断します。

編入学制度は、高い目的意識をもった看護師免許を取得している者を受け入れ、学びの機会の提供と、学位取得を希望する者、保健師または助産師の受験資格等取得を希望する者への門戸を広げるための制度です。選抜試験においては面接試験のほか、看護専門科目、外国語（英語）の筆記試験により、入学後の修業に必要とされる基礎的専門知識、読解力、思考力を確認し、本学において学ぶ姿勢が備わっているか総合的に判断します。

なお、入学者の受け入れにあたっては、民族、宗教、国籍、性別および性的指向などを問わず、多様な人材を募集します。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 社会の要請に合わせた学位授与方針の定期的な見直しを行います。
2. 本学の受益者の意見を取り入れたカリキュラム内容の定期的な見直しを行います。
3. 「誠の医療人」の育成に向けた戦略的な全人教育プログラムを実施します。
4. IRによる学生生活および修学状況の解析とそれに応じた学修方略を策定します。
5. 全学的観点から学修環境を整備します。

IV-3-8 教養教育センター教育方針

教養教育センター（Center of Liberal Arts & Sciences）では、岩手医科大学の活動方針・教育方針に基づき、「多様性と調和」をキーワードとして、「誠の人間の育成」という建学の精神に沿った幅広い教育を実践します。これにより、医・歯・薬および看護学部の学生に要求される優れた資質と深い人間愛を有する人材を育成します。すなわち、以下の具体的な方針に基づく教育をおこない、それぞれの専門の学理を究め、その連携をはかって「厚生済民」に貢献するための基盤形成を、主に初年次教育を通して促します。

1. 人格形成を促すために、広範な教養教育科目を準備するとともに、多様な学生生活支援・学修支援をおこないます。
2. 専門を究めるために必要な「基本」を身につけ、「基礎」を固めるために、段階的な導入・準備教育（橋渡し教育）をおこないます。
3. 地域医療の現場で活躍する医療人を育成するために、初年次からの各学部の学外実習等にも参画します。
4. チームでおこなう診療と研究の担い手として、連携業務に優れた人材を育成するため、初年次からの多職種連携教育や、学内外あるいは国内外の連携教育の充実に努めます。
5. 医療現場に還元される研究に携わる医療人の育成に寄与するため、教員自らが研究を継続・深化し、その学生への還元に努力します。

<方針に基づく各指針>

1. 広範な教養教育科目を開設するために、選択必修科目や自由科目を設定しています。
2. 多様な学生生活／健康（メンタル面を含む）支援・学修支援をおこなうために、学生専門委員会および教務専門委員会を設け、担任・スモールグループ担任（SG）、キャンパスサポーター、オフィスアワー、課外学修支援等の制度を設けています。
3. 段階的な導入・準備教育として、入学前学習の支援、入学直後のプレースメントテスト、理解度に応じたクラス分けによる「習熟度別授業」、正課講義と連動した課外講義、上級生からの個別指導等を企画・運営することにより、新入生が着実にステップアップしていくことができるようにしています。
4. 初年次の介護施設実習では、各施設との情報交換および実習評価のための施設訪問に参画しています。また、地域医療に関わる科目を開講しています。
5. チーム診療や共同研究に要求される連携業務に優れた人材を育成するため、医・歯・薬・看護学部合同での多職種連携教育の中にグループ討議や相互評価などのアクティブラーニングを、初年次から多く取り入れています。
6. 初年次の多職種連携教育においても各学部の教員の参画を依頼するとともに、教養教育センターのスタッフも高学年での多職種連携教育に参画することにより、複数学年でおこなわれる多職種連携教育の連続性を高めています。

7. 多職種連携教育の企画・運営には行動科学・心理学を専門とする教養教育センターのスタッフが携わり、行動科学的な知見を活かしています。
8. チームでおこなう診療と研究では、国際的な感覚が要求される場合もあります。英語でのコミュニケーション能力を向上させるためのコースを充実させるとともに、自由科目として海外での語学研修を実施しています。また、いわて高等教育コンソーシアムが実施する学内外あるいは国内外の連携教育の実施にも協力しています。
9. 基本的には、全ての正課科目について学生による授業評価を実施しており、定期的な見直しをおこなっています。また、授業評価の報告書は、大学内で公開しています。
10. 教員の研究マインドを学生に伝えるため、医学部が実施している「初年次ゼミ」に参画しています。教員の研究活動は、科学技術振興機構（JST）のresearch map や教養教育センターが発行する「岩手医科大学教養教育研究年報」などを活用して公開しています。また、岩手医科大学市民公開講座や矢巾セカンドアカデミーを企画・運営し、社会に発信しています。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 時代や環境の変化(人口減少を伴う超高齢化社会、岩手県内における人口分布の一層の偏在化、AIの医療分野への応用、医療分野への外国籍をもつ人材の増加など)に対応した必修科目、選択必修科目、自由科目の見直しを再設定します(看護学部完成年度にあたる2021年度、その後は5年を目処に見直しを予定)。
2. 時代や環境の変化(コミュニケーション能力に対する社会的要求度の増加、知識偏在学習から創造性を求める学習への変容、国際感覚への要求度の増加など)に伴うストレスの増加に対応した学生支援や学修支援制度の見直しを再設定します(毎年度見直し)。
3. 全国的な入試制度の変化や学習指導要領等、あるいは各学部のコアカリキュラム等の変更に応じた、段階的な導入・準備教育の仕組みを見直します(各学部の学位授与、教育課程編制、および学生受入れ方針の見直しに連動)。
4. 受動的な学修から自主的・能動的学修への転換を促す学修支援システムを整備します。
5. 初年次教育における地域医療関連科目を強化します。
6. 各学部の学位授与方針および教育課程編制方針に基づいた、初年次における多職種連携教育の明確化と強化を行います。
7. 医学・歯科医学・薬学・看護学における行動科学的、倫理的、および法学的知見の活用に寄与します。
8. 国際的感覚の涵養のため、他大学の留学生との交流や留学生の受入れなどを行います。
9. 学生による授業評価の運用方法の見直し(学生の直接参加など)と授業改善への有効活用を強化します。
10. 教員、特に若手教員への研究支援を強化し、学生教育に対する研究成果の還元を促進します。

IV-4 評価の方針（アセスメント・ポリシー）

IV-4-1 評価方針策定にあたっての基本姿勢

1. 本学の建学の精神「医療人たる前に、誠の人間たれ」を深く理解したうえで、医療人として必要な資質を備えているかを、多面的な評価方法で判定します。
2. 評価作業は人材育成の観点を重視したものとして、選別を目的としません。
3. 評価にあたっては、公平性と透明性、客観性、実行可能性および妥当性のバランスを考慮します。
4. 複数の評価者と評価方法により、到達度を判定します。
5. 評価者と被評価者の利益相反を考慮します。
6. 具体的な評価方法の定期的な見直しをおこないます。

IV-4-2 医学科の評価方針（アセスメント・ポリシー）

本学医学部は、医療人として備えるべき資質を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定めて、それに沿ってカリキュラムを構成しています。「誠の人間を育成する」との大学・学部の理念に立脚し、以下の指針に則って、学年ごとあるいは科目ごとに、認知領域、精神運動領域並びに情意領域を多面的に評価します。

1. 講義・演習のみの科目では、知識とその応用を査定します。実習を伴う科目では、技能、態度、コミュニケーション能力も評価します。臨床現場での実習科目では更に倫理・遵法精神と利他精神を評価対象にします。
2. 知識とその応用に関しては筆記試験や口頭試問、技能は実技試験、その他の能力は実習現場評価（レポート、スケッチ、段階的スキル・行動表と業務現場評価法、および自己進捗度表等を取りまとめたポートフォリオ）で査定します。
3. 筆記試験、口頭試問、実技試験は数値化して達成度を査定します。実習現場評価では、可能な限り数値化できる評価法を用いて達成度を客観的に査定します。
4. 評価方法の選定と合否基準の設定にあたっては、その妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮し、担当委員会にて年度ごとに見直しを行い、次年度開始時に被評価者と評価者にシラバスで呈示します。
5. 医学教育における順次性を考慮し、原則的に年度ごとの総括評価（進級判定あるいは卒業判定）をおこないます。
6. 科目合否判定や進級あるいはまた卒業時の判定にもちいる総括評価に加え、形成的評価を適宜おこなうことで、到達目標に至る道程を明らかにします。
7. 総括評価の試験で、所定の到達目標に達しなかった場合は、再試験をおこないます。また総括試験を何らかの事情で受験できなかった場合は、追試験をおこなうことがあります（獲得した点数の9割に減じられたのが、最終評価になります）。

8. 総括評価では、被評価者が不利益を被らないように客観性と公平性を保証するため、教務委員会と教授会の2段階で、追試験・再試験の結果判定も加えて2回おこないます。
9. 総括評価にあたっては、被評価者と評価者に利益相反がないことを確認します。
10. 評価結果は被評価者と学費負担者に開示し、疑義があった場合は応じます。
11. 科目（講義・演習・実習）を1/3以上欠席した学生は、原則として評価対象から外れます（欠点となります）。また、科目履修は出席することが前提ですので、出席することで総括評価に点数が加点されることはありません（いわゆる「出席点」は、ありません）。
12. 各学年の進級・卒業要件と各科目の合否基準の詳細は、シラバスに明示するとともに、学年当初に被評価者に確認をとります。
13. 各科目の査定をもとにGrade Point Average; GPAを算出し、進路に対する助言をします。
14. 被評価者からの照会に応じる体制を整備します（総括試験問題と正答あるいは判定基準の保管、照会時の答案開示、等）。
15. 何らかの障がいにより通常の試験を受けることが出来なくなった場合は、学修支援の一環として補助を提供します。

注

- (1) 大学入学者選抜時の評価指針は、学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に含めます。
- (2) 「誠の人間」にふさわしくない行動をとった学生は、更生のため懲戒します。
- (3) やむを得ない事由で欠席した場合の取り扱いに関しては、進級・卒業要件に記します。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 智力に偏在せず、態度や人間性を重視した評価を推進します。
2. 学生どうし、患者・家族の皆様や他の医療職による多面的評価方法の導入を実施します。
3. 新たな評価方法の試験的導入と本格実施を行います。（妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮）
4. 学生と教職員への評価法を周知します。
5. 社会的不適切行動に対する指導と矯正を行います。
6. I R（Institutional Research）による学修成果の振り返りと評価の妥当性を検討します。

IV-4-3 医学研究科の評価方針（アセスメント・ポリシー）

本学医学研究科は、医療研究者として備えるべき資質を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定めて、それに沿ってカリキュラムを構成しています。真理への探究による確固たる自己肯定感を得て「誠の人間へ成長する」との理念に立脚し、以下の指針に則って評価します。

1. 研究手法や研究倫理の基礎知識の修得に関しては、研究科課程（授業、実習、セミナー）への出席・参加状況で評価します。
2. 真理の探究へ勤しむ資質を培ったかどうかは、研究過程と研究成果で評価します。評価にあたっては、研究成果を問う最終審査に至るまで、初期審査と中間審査を設けて、研究企画力と実行力および研究の将来性、本学の生命倫理規範に則しているかどうかを段階的に評価します。これは、より良い研究へ発展させるための形成的評価に位置づけられます。
3. 評価の透明性を確保するため、最終審査は公開の場でおこない、複数名が評価にあたります。
4. 最終審査では、研究内容の独創性、将来性と普遍性、医療や生命科学の世界に及ぼす影響、および被評価者の自律的研究遂行能力を総合的に評価します。評価の観点はあらかじめ被評価者に明示するとともに、評価内容を通知します。
5. 研究の妥当性を保証する資料の整理と保管をすることで、将来にわたる研究評価を可能とします。
6. 生命倫理規範に反する行為あるいはまた研究不正が認められた場合、在学中であれば学則により処分し、卒業後であれば取得単位と授与学位を取り消します。

<中長期に改善・強化する事項>

医学研究者育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 倫理人間性を重視した評価を推進します。
2. 複数回にわたる審査方法による、評価の透明性と公平性の確保を強化します。
3. 学外評価者を活用します。
4. 研究資料の保全システムの構築に努めます。

IV-4-4 歯学科の評価方針（アセスメント・ポリシー）

本学歯学部は、歯科医師として必要な知識・技能・態度を修得し、学位を取得するに値する人材を育成するためのカリキュラムを構成しています。多岐にわたる共通教育科目、基礎専門科目、臨床専門コース（科目）におけるカリキュラムでは、以下の指針に則って学年ごとに、あるいは科目ごとに、認知領域、精神運動領域並びに情意領域を多面的に評価します。

1. 講義・演習のみの科目では、知識とその応用を査定します。実習を伴う科目では、技能、態度、コミュニケーション能力も評価します。臨床現場での実習科目では更に倫理・遵法精神と利他精神を評価対象にします。

2. 知識とその応用に関しては筆記試験や口頭試問、技能は実技試験、その他の能力は実習現場評価（レポート、スケッチ、段階的技能・行動表と業務現場評価法、および自己進捗度表等を取りまとめたポートフォリオ）で査定します。
3. 筆記試験、口頭試問、実技試験は数値化して達成度を査定します。実習現場評価では、可能な限り数値化できる評価法を用いて達成度を査定します。
4. 評価方法の選定と合否基準の設定にあたっては、その妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮し、担当委員会にて定期的に見直しを行い、次年度開始時に被評価者と評価者にシラバスで呈示します。
5. 歯学教育における順次性を考慮し、原則的に年度ごとの統括評価（進級判定あるいは卒業判定）を行います。
6. 科目合否判定や進級あるいはまた卒業時の判定に用いる統括評価に加え、形成的評価を随時行うことで到達目標に至る道程を明らかにします。
7. 卒業に拘わる試験を除く各学年での統括試験では、所定の到達目標に達しなかった場合は、再試験を行います。また、何らかの事情で試験を受験できなかった場合は、追試験を行うことがあります（獲得した点数の9割に減じられたのが、最終評価になります）。
8. 第5学年次で臨床実習を行うことができる知識・技能・態度が備わっているか否かは、共用試験（CBTとOSCE）と統括試験で判定します。
9. 科目履修は出席することが前提です。各学年次の講義・演習・実習を1/3以上欠席した場合、第5学年次の臨床実習を1/5以上欠席または学外連携プログラムを欠席した場合は、原則として評価対象から外れます。統括評価に出席状況は加えられません。
10. 各学年の進級・卒業要件と各科目の合否基準の詳細は、シラバスに明示するとともに、学年当初に被評価者に確認をとります。
11. 各科目の査定をもとにGrade Point Average; GPAを算出し、進路に対する助言をします。
12. 被評価者からの照会に応じる体制を整備します（統括試験問題と正答あるいは判定基準の保管、照会時の答案開示、等）。

注

- (1) 大学入学者選抜時のアセスメント・ポリシーは、アドミッション・ポリシーに含めます。
- (2) 本学学生としての資質に欠けると思われる行動をとった場合は、他に定める処罰規定によって、処分します。
- (3) やむを得ない事由で欠席した場合の取り扱いに関しては、進級・卒業要件に記します。

用語説明

- (1) 判定；合否で表すものとして用いる、査定；連続変数で表すものに用いる、評価；判定・査定を包括した用語

- (2) 段階的技能・行動表；ルーブリック、業務現場評価法；ワーク・プレイス・アセスメント WBAと言われるもので、代表的なものはMini-CEX (mini-clinical evaluation exercise)

＜中長期に改善・強化する事項＞

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 智力と同等に、「誠の医療人」としての態度や人間性を重視した評価をおこないます。
2. 学生どうし、患者・家族の皆様や他の医療職による多面的評価方法を導入します。
3. 学年毎に行う総合評価の試験的導入と本格実施をおこないます。
(妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮)
4. 評価法について、学生と教職員への周知徹底を図ります。
5. 社会的不適切行動に対する指導と矯正をおこないます。
6. IRによる学修成果の振り返りと評価の妥当性を検討します。

IV-4-5 歯学研究科の評価方針（アセスメント・ポリシー）

本学歯学研究科は、医療研究者として備えるべき資質を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定めて、それに沿ってカリキュラムを構成しています。研究活動を通じて「誠の人間へ成長する」との理念に立脚し、以下の指針に則って評価します。

1. 研究成果を問う最終審査に至るまで、初期審査と中間審査を設けて、研究企画力と実行力および研究の将来性を段階的に評価します。これは、より良い研究へ発展させるための形成的評価に位置づけられます。なお、これらの審査の結果を踏まえたうえで、主査・副査による一次審査と研究科委員会全委員による最終審査を経て、合否の判断をします。
2. 演習・講義は15時間をもって1単位修得、実験・演習は30時間をもって1単位修得するものとします。なお、必要な単位数は1年次15単位（主科目10単位、副科目3単位、選択科目2単位）、2年次15単位（主科目10単位、副科目3単位、選択科目2単位）の合計30単位とします。なお、留学して得た修学の成果は研究科委員会でその適切性を審議した上で認めますが、10単位を超えないこととします。
3. 早期課程修了については、学位論文審査の手引きに添付した学位審査報告書の特記事項欄に「早期修了あるいは長期履修の場合は、その理由を必ず記載すること」と明記することとし、その可否については、大学院歯学研究科小委員会ならびに大学院歯学研究科委員会で協議のうえ慎重な判断をすることとします。とくに学位論文の内容が原著論文として十分であり、且つ短報化していないことを十分に吟味したうえで早期課程修了者として認めます。

<中長期に改善・強化する事項>

歯学研究者育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 倫理人間性を重視した評価を推進します。
2. 評価の透明性と公平性を確保し、強化を行います。
3. 学外評価者を活用します。

IV-4-6 薬学科の評価方針（アセスメント・ポリシー）

本学薬学部は、医療人として備えるべき資質を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定めて、それに沿ってカリキュラムを構成しています。「誠の人間を育成する」との大学・学部の理念に立脚し、以下の指針に則り、単位制を採用し、学年ごとに、あるいは科目ごとに、知識、技能並びに態度を多面的に評価します。

1. 講義科目では、知識とその応用を査定します。実習や演習科目では、技能、態度、コミュニケーション能力も評価します。臨床現場での実習科目では守秘義務や法を守る精神をもち、医療の担い手として相応しい態度をとっているかを評価します。
2. 知識とその応用に関しては筆記試験、技能は実技試験、その他の能力は実習現場評価（レポート、段階的技能・行動表、および自己進達度表等を取りまとめたポートフォリオ）で査定します。
3. 筆記試験、実技試験は数値化して達成度を査定します。実習現場評価では、可能な限り数値化できる評価法を用いて達成度を査定します。
4. 評価方法の選定と合否基準の設定にあたっては、その妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮し、担当委員会にて定期的に見直しを行い、次年度開始時に被評価者と評価者にシラバスで呈示します。
5. 薬学教育における順次性を考慮し、原則的に年度ごとの評価（進級判定）を行います。また、別途基準を設けて卒業判定を行います。
6. 科目合否判定や進級あるいはまた卒業時の判定に用いる総括的評価に加え、形成的評価を随時行うことで到達目標に至る道程を明らかにします。
7. 定期試験で、所定の到達目標に達しなかった場合は、再試験を行います。また定期試験を何らかの事情で受験できなかった場合は、追試験を行うことがあります（獲得した点数の9割に減じられたのが、最終評価になります）。
8. 第5学年次で実務実習を行うことができる知識・技能・態度が備わっているか否かは、共用試験（CBTとOSCE）と定期試験で判定します。
9. 科目履修は出席することが前提ですので、講義・演習・実習を1/3以上欠席した学生は、原則として評価対象から外れます（欠点となります）。評価に出席状況は加えられません（出席点は、ありません）。

10. 各学年の進級・卒業要件と各科目の合否基準の詳細は、シラバスに明示するとともに、学年当初に被評価者に確認をとります。
11. 各科目の査定をもとにGrade Point Average; GPAを算出し、進路に対する助言をします。
12. 試験問題の正答等に関し、被評価者からの照会に応じる体制を整備します。

注

- (1) 大学入学者選抜時のアセスメントポリシーは、アドミッションポリシーに含めます。
- (2) 本学学生としての資質に欠けると思われる行動をとった場合は、他に定める処罰規定によって、処分します。
- (3) やむを得ない事由で欠席した場合の取り扱いに関しては、進級・卒業要件に記します。

用語説明

- (1) 判定；合否で表すものとして用いる、査定；連続変数で表すものに用いる、評価；判定・査定を包括した用語段階的技能・行動表；ループリック

<中長期的に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 智力に偏在せず、態度や人間性を重視した評価をおこないます。
2. 学生どうし、患者・家族の皆様や他の医療職による多面的評価方法など、新たな評価方法を試験的に導入し、本格実施に向け検討をおこないます。(妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮)
3. 評価方法について、学生と教職員への周知徹底を図ります。
4. 社会的不適切行動に対する指導と矯正をおこないます。
5. 学修成果の振り返りと評価の妥当性を継続的に検討します。

IV-4-7 薬学研究科の評価方針（アセスメント・ポリシー）

本学薬学研究科は、医療研究者として備えるべき資質を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定めて、それに沿ってカリキュラムを構成しています。研究活動を通じて「誠の人間へ成長する」との理念に立脚し、以下の指針に則って評価します。

1. 研究成果を問う最終審査に至るまで、初期審査と中間審査を設けて、研究企画力と実行力および研究の将来性を段階的に評価します。これは、より良い研究へ発展させるための形成的評価に位置づけられます。
2. 講義又は演習については15時間、実験又は実習については30時間をもって1単位修得するものとしします。

＜中長期的に改善・強化する事項＞

薬学研究者育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 倫理人間性を重視した評価を推進します。
2. 評価の透明性と公平性を確保し、強化をおこないます。
3. 学外評価者を活用します。

IV-4-8 看護学科の評価方針（アセスメント・ポリシー）

本学看護学部は、医療人として備えるべき資質を定めた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿って、カリキュラムを構成しています。「誠の人間を育成する」との大学・学部の理念に立脚し、学年ごとに、あるいは科目ごとに、以下の指針に則って多面的に評価します。

1. 講義・演習科目では、知識とその応用を査定します。実習科目では、技能、態度、コミュニケーション能力を評価するほか、倫理・遵法精神と利他精神も評価対象とします。
2. 知識とその応用および技能に関しては筆記試験ならびに実技試験、総合的な能力は実習評価で査定します。
3. 筆記試験・実技試験・実習評価は、数値化して達成度を査定します。
4. 評価方法と合否基準の設定にあたっては、その妥当性ならびに客観性を考慮し、担当教員が定期的に見直しを行い、次年度開始時に被評価者（学生）と評価者（科目責任者）にシラバスで提示します。
5. 看護学教育における順次性を考慮し、原則的として年度ごとに進級判定あるいは卒業判定といった統括評価を行います。
6. 科目合否判定や統括評価に加え、形成的評価を随時行うことで到達目標に至る道程を明らかにします。
7. 定期試験で所定の到達目標に達しなかった場合は、再試験を行います。また、病気その他やむを得ない事由で定期試験を受験できなかった場合は、追試験を行うことがあります。
8. 科目履修は、出席することが前提であるため出席による加算点はなく、所定の回数以上を出席しなければ評価対象から外れます。
9. 各学年の進級・卒業要件と各科目の合否基準の詳細は、シラバスに明示するとともに、学年当初に被評価者に周知します。
10. 各科目の査定をもとにGPAを算出し、進路に対する助言をします。
11. 定期試験問題・正答および判定基準を保管し、被評価者からの照会に応じる体制を整備します。

注

- (1) 入学者選抜時のアセスメント・ポリシーは、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に含めます。

- (2) 本学学生としての資質に欠けると思われる行動をとった場合の取扱いに関しては、学生懲戒規程に記します。

用語説明

- (1) 判定；合否で表すものとして用いる用語
- (2) 査定；連続変数で表すものに用いる用語
- (3) 評価；判定・査定を包括した用語
- (4) GPA；履修科目の成績評価を単位数に応じて重み付けした平均値で表したものの。Grade Point Average の略語。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 智力に偏在せず、態度や人間性を重視した評価を推進します。
2. 新たな評価方法を試験的に導入し、本格実施に向け整備します（妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮）。
3. 学生と教職員への評価法を周知し、評価の客観性を確保します。
4. 社会的不適切行動に対し指導と矯正を行い、厳正に対応します。
5. I Rによる学修成果の振り返りと評価の妥当性を検討します。

IV-4-9 教養教育センターの評価方針（アセスメント・ポリシー）

本学教養教育センターは、各学部が定める学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿って、4学部合同科目や複数学部合同の必修／選択必修科目を含む、初年次のカリキュラムを構成しています。「誠の人間の育成」をめざす大学・学部の理念に立脚し、以下の指針に則って、年度ごと、あるいは科目ごとに、認知、精神運動（技能）および情意（態度・習慣）の各領域について、形成的および総括的に評価します。

1. 各学部の評価指針に則り、評価します。
2. 複数学部合同の科目については、科目ごとに評価方法の調整をおこないます。
3. 講義、演習、実習の区分ごとに、知識とその応用のみ（認知領域）の査定、または技能（精神運動領域）、態度・習慣（情意領域）の査定をおこないます。技能や態度・習慣には、コミュニケーション能力、協調性、自主性なども含みます。
4. 知識とその応用に関しては主に筆記試験（記述および客観試験）、レポート、レスポンスカードあるいは口頭試問、その他の能力は主に演習・実習現場評価（レポート、スケッチ、段階的スキル・行動表と観察記録、および自己進達度表等を取りまとめたポートフォリオ）で査定します。

5. 知識とその応用に関する評価は、数値化して達成度を査定します。演習・実習現場評価では、可能な限り数値化できる評価法を用いて達成度を客観的に査定します。
6. 評価方法の選定と可否基準は、各学部の設定に合わせて、その妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮し、担当委員会および担当学科・分野にて年度ごとに見直しをおこない、次年度開始時に被評価者と評価者にシラバスで提示します。
7. 進級判定は各学部がおこないますが、進級判定にもちいる総括評価は科目ごとにおこないます。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関の初年次教育を担当する部署としての責務を果たすため、各学部と連携をとりつつ、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 智力に偏在せず、態度や習慣を重視し、人間性を涵養するための評価を推進します。
2. 学生どうしによる評価を加えた多面的評価方法の導入を実施します。
3. 新たな評価方法の試験的導入を本格実施します(妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮)。
4. 学生と教職員への評価法を周知します。
5. 初年次教育の効果を高め、社会的不適切行動の抑止にも寄与する評価整備を行います。
6. IRによる学修成果の振り返りと評価の妥当性の検討を積極的に協力します。

IV-5 教員組織

IV-5 岩手医科大学教員組織編成方針

本学は、「医療人たる前に、誠の人間たれ」という建学の精神のもとに、地域医療に貢献する医療人育成を使命として設立されました。医学・歯学・薬学・看護学教育と教養教育を通して、優れた資質と深い人間愛を有する医療人、研究者、人格的に成長できる人材の育成が本学の目指すところです。この目標を達成するにあたり、次のような教員組織を編成します。

1. 人格陶冶を目的とした教養教育（リベラルアーツ、外国語教育）と専門教育への橋渡し教育を担当する部門

同部門は、医療人として求められる資質を教育する行動科学、医療倫理学、医療関連法規、情報科学、生物統計学なども担当します。

2. 医学・歯学・薬学・看護学の各専門的知識とともに、医療的責務を果たすために必要な技能・態度を教育する部門

(1) 同部門は、学体系を基盤とする部門、疾患特性や臨床課題、診療を基盤とした部門、医療系教育学担当部門などから構成されます。

(2) 同部門は、あわせて社会や個人の健康福祉の増進を図り、健康被害の原因を探究します。

3. 学体系に依らない学際的な研究と教育を行う部門

同部門は、上記各部門が遂行する研究の技術的支援体制も含みます。

学体系の変貌、先進医療や医療体系の変化や地域医療や医療行政の変更に応じて、教員組織は見なおしを図ります。講座や診療科の詳細は、各学部と研究科で別途定めます。

IV-5-1 岩手医科大学教員選考指針

本学は、「医療人たる前に、誠の人間たれ」という建学の精神のもとに、地域医療に貢献する医療人育成を使命として設立されました。医学・歯学・薬学・看護学教育と教養教育を通して、優れた資質と深い人間愛を有する医療人、研究者、人格的に成長できる人材の育成が本学の目指すところです。この目標を達成するにあたり、次のような資質を有する人材を教員として求めています。

医学、歯学、薬学、看護学および教養教育を通して

1. 学生、患者および家族の皆様の利益を優先すること
2. 学生、患者および家族の皆様に対して正直で、信頼関係を構築し、維持・発展すること
3. 学生、患者および家族の皆様の情報を守秘できること
4. 学生、患者および家族の皆様との適切な関係を維持すること
5. 科学的根拠に基づいた知識を、学生、患者および家族の皆様を示すこと
6. 卓越した研究、教育および臨床能力と実績を有すること
7. 専門家として後進の育成に意欲的に取りくむこと
8. 倫理的に正しい行動をとり、社会正義を実践すること
9. 利害衝突（利益相反）に適切に対処すること

10. 事務職員や技術員、他の医療スタッフと協調して仕事を進めること
11. 教育、研究および診療活動において、常に向上を目指すこと
12. 地域医療の充実と発展を常に念頭に置いた利他的行動をとること
13. 自己の職種に誇りをもつとともに、他者を敬う謙虚な姿勢をもつこと

これらの資質を備えた方を任用するために、これまでの実績を多面的に評価し、面接や聞き取り調査を適宜おこなった上で、各学部の教授会および教養教育センター委員会で審議いたします。幅広く人材を求めるため、募集にあたっては、民族、宗教、出身地、国籍、障がいの有無、性別および性的指向などを条件とせず、教員組織内で求められる能力と男女のバランスを考慮して選考します。

教員任用基準と手順の詳細は、各学部、医歯薬総合研究所、及び教養教育センターで別途定めます。

IV-5-2 岩手医科大学教員の活動と能力開発に関する指針

本学は、学則第1条に規定する「十分な知識・技能・態度を備えた医療人の育成」、「専門の学理を究めた学者の育成」及び「地域医療への貢献」を使命として医療人の育成および地域医療の進歩発展を担い、社会の要請に応じてきました。

今後とも、恒久的に社会の要請に応じていくためには、教員自らが主体的に教育研究活動を行うことに加え、組織的に教育研究活動の向上を図り、能力の向上を促す必要があること、また組織の質向上と活性化を図るためには、教員個人の諸活動について評価を行うことも必要であることから、教員の活動及び能力開発に関する指針を定めます。

(教員に求める姿勢・能力)

1. 全教員には、本学の理念と使命の共有と、以下の姿勢・能力を求めます。
 - (1) 教育
 - 1) 専門分野の学識
 - 2) 医療人育成のための教員の役割、使命の認識
 - 3) 授業設計、授業技法の工夫、授業改善の実践
 - 4) 学生の価値観、理解度への配慮
 - 5) 関連授業との連携・協力
 - (2) 研究
 - 1) 生命倫理規範、行動規範の順守
 - 2) 専門分野の業績
 - 3) 医療人育成のための研究指導者の役割、使命の認識
 - 4) 他者の価値観、理解度への配慮
 - (3) 診療
 - 1) 豊かな人間性と生命への尊厳

- 2) 法令、生命倫理の順守及び患者最優先の認識
 - 3) チーム医療の必要性の認識
 - 4) 医学・医療の生涯学習の必要性への認識及び意欲
 - 5) 地域医療の向上への貢献
- (4) 組織運営への参画
- 1) 経営計画・方針の共有
 - 2) 計画・方針の具体的な施策の展開
 - 3) コスト意識と事業の効率化
 - 4) 指導力と調和能力の醸成
 - 5) 担当役割の認識と行動力

(教員の諸活動と能力開発支援)

1. 本学は、教育研究活動の向上を図り、姿勢・能力の向上を促すために、次の支援を行います。

(1) 教育

- 1) 教育技法、試験問題、評価等に関するFD (Faculty Development) の定期開催と参加の義務化
- 2) 学外FD、教育関連学会等への参加推進及び費用の支弁
- 3) 他施設（海外含む）での長期研修の許可及び給与の支弁
- 4) 海外留学助成費の支弁

(2) 研究

- 1) 研究倫理e-ラーニング受講の義務化
- 2) 組換えDNA実験、動物実験等に関する研修受講の義務化
- 3) 個人研究費の配分
- 4) 他研究機関（海外を含む）での長期研修の許可及び給与の支弁
- 5) 海外留学助成費の支弁
- 6) 関連学会参加の許可

(3) 診療

- 1) 医療安全対策、院内感染対策、医薬品管理及び医療機器管理に関する研修会の定期開催と参加の義務化
- 2) 地域医療支援を目的とした他病院への派遣教員の身分保障
- 3) 他病院（海外含む）での長期研修の許可及び給与の支弁
- 4) 海外留学助成費の支弁
- 5) 関連学会参加の許可

(4) 組織運営への参画

- 1) 役職及び学内各種委員会委員への任命
- 2) 教育・研究・診療活動の実施に必要な経費の配分

(教員評価等)

1. 教員の諸活動について多面的に評価を行い、処遇等に反映します。なお、評価内容については、教員の意見を反映させたうえで、適切に見直しを行います。

(1) 教員評価

1) 毎年度の教育研究活動状況及び組織運営への参画状況について、学部毎に多面的に評価を行い、結果を処遇に反映します。

2) 昇任に際しては、一定以上の評価結果を求めます。

3) 評価結果は、教員個人にフィードバックを行い、次年度への改善を求めます。

(2) ベストティーチャー

毎年、最も優れた授業を行った教員を褒賞します。

(3) 研究費の傾斜配分

毎年、業績等の研究活動を評価し、結果に応じた額を傾斜配分します。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 生命科学や医学・医療の進歩発展に応じて、教員組織を改変します。あわせて地域医療圏の実情に応じて、附属病院施設の診療組織の見直しをおこないます。

2. 教員組織各部門における教育研究支援の体制を強化します。

3. 国籍・性別等を問わず多様な人材を募集し、指針に示す資質を備えた教員の確保をおこないます。

4. 教員の教育、研究、診療および組織運営の能力の向上、医療人としての成長を促すための能力開発支援をおこないます。



研究活動

V. 研究活動

岩手医科大学は、研究活動を、先人の積み上げた学問の成果をもとに、智の世界を更に広げ、あるいはまた人類全体の幸福に益する利他的行為であるとともに、真実を見抜く理性を磨き上げる自己研鑽の場であるとみなしています。そのため、研究組織を以下のように編制し、倫理規範を設けて、資金を計画的に配分して運用します。

V-1 岩手医科大学研究組織編成方針

1. 医学・歯学・薬学および看護学を基本とした学部を組織します。また、リベラルアーツを研究する部門として教養教育センターを設置します。
2. 学部内には、学体系をもとにした講座（教養教育センターには学科）を設けます。高等教育機関においては、教育と研究が不可分であるとの認識から、教員組織に則った形で講座と学科を整備します。
 - (1) 講座と学科は、研究に加えて教育ならびに診療の組織単位として位置づけられます。
 - (2) 講座は、教授、准教授、講師、助教から構成されます。学科もそれに準じて構成されます。
 - (3) 全ての教員は、
 - ・ 講座内・学科内の研究の進捗を促すとともに、個々の学問的見識を高めて各領域のリーダーになるべく努力する義務を有します。
 - ・ 高い倫理感を保持し、法令を遵守する責任があります。
 - (4) 先端研究は多様な研究手法からなるチームによってなし遂げられるという認識のもと、複数講座・学科で構成される研究プロジェクトの立ち上げを推進します。
 - (5) 独創的な研究はそれぞれの研究者の自由な発想がもとになっているという認識のもと、講座・学科構成員は自律的な研究活動をおこなうことが保証されます。
 - (6) 教育内容と研究手法あるいは診療内容が似かよった講座は統合して、人的・物的資源の有効活用を図ります。その際、統合化された講座内には複数の分野を設けます。
 - (7) 教養教育センターには、細分化された学体系を統合化した学科も設けて、多様な分野の研究者を据えることができるように柔軟性をもった構成にします。

V-2 岩手医科大学生命倫理規範

本学は、「誠の人間の育成」という建学の精神に基づき、専門の学理に対して誠実な理想を持ち、医療及び生命科学の研究、教育を通じて社会の進歩、福祉に貢献してきました。

関連諸科学が日々急速に進展するなか、本学が今後とも社会の要請に応えるために、すべての職員には、誠の精神に由来する高い倫理観をもって行動することが求められています。

本学は、すべての職員が常に自覚し、遵守すべき指針として、ここに生命倫理規範を制定し、本規範に基づき医療・研究を推進するとともに、生命倫理に関する教育と啓発活動に力を注ぐことを宣言します。

1. 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、人間の尊厳を第一の原則とします。個人の有する基本的人権に敬意を払い、個人の自律を尊重するため、インフォームド・コンセントの原則を遵守し、意思決定能力が十分でない人々の権利擁護にも務めます。また個人のプライバシーの権利を尊重し、個人情報の保護のために最善を尽くします。
2. 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、無危害原則と善行原則を遵守します。医療においては個人に危害を加えることがあってはならず、個人に最善の利益を与えるよう努めます。研究においては、個人、社会及び人類にもたらされる将来にわたる利益を最大化し、危害を最小化することを目指します。その際、個人の受ける不利益、未来世代への影響にも十分に配慮します。さらに、人類に多大な利益を与えると予想される研究であっても、個人の持つ人間の尊厳及び個人の福利を何よりも優先します。また実験動物の福祉にも十分に配慮します。
3. 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、正義原則を旨とします。医療においては、個人を平等に扱い、医療資源の配分は公平に行います。研究においてもたらされる利益は社会的に公平に配分し、不適切な格差が生じないようにします。また極めて有用な研究であっても、社会的差別の要因となる可能性があるため、社会的に弱い立場にある人々を対象として実施する場合には、その人権・利益について最大限に配慮します。
4. 医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、多面的な要請に応えるために、学内諸分野及び学外諸機関・施設との共同作業を積極的に推進します。共同作業に伴う倫理的配慮や得られた科学的成果についての情報は適切に公表し、社会に対する説明責任を果たします。

医療及び生命科学の研究とその応用を行うに際しては、世界医師会のヘルシンキ宣言、リスボン宣言をはじめとする各種宣言・倫理綱領の基本理念を尊重します。また省庁、関連学会によって作成された最新のガイドラインに準拠し、科学的及び倫理的観点から見て適切に課題を遂行します。これら宣言・倫理綱領・ガイドラインに示された生命倫理の精神に従い、将来の医療をになう人材の育成に努めます。

V-3 岩手医科大学研究予算配分方針

大学は研究機関でもあり、教育と診療は、研究とともにあることから、以下の方針に則って研究組織へ将来の投資をおこないます。

1. 真理の探究あるいは厚生済民の使命に則り地学一体となった大型研究プロジェクトに、重点配分します。
 - (1) 世界的にみて本学以外に行われていることの少ないテーマで、複数の研究部門が共同しておこなう研究
 - (2) 北東北の地域に特徴的でありながら、得られた知見が全世界的に普遍的な価値のある研究
2. 高価な研究機器は、汎用性の高いものを優先して整備します。
3. 研究部門には校費を、研究者にも特別研究費を配分し、各々の研究者・教員の科学的興味を育むようにします。
4. 研究を発展させるために、研究者は公的研究資金の獲得に努めます。
5. 校費と特別研究費は、長期的に戦略性をもって使用できるように、基金運用を可能とします。
6. 公的資金の直接経費は資金獲得者の裁量で使用できますが、大学に備え付けたものは大学に帰属します。間接経費は、大学の研究活動管理業務に使用します。



教育 · 研究環境

VI. 教育・研究環境

VI-1 教育・研究環境整備方針

学祖の三田俊次郎は、複数の専門職から構成される医療の本質を見抜き、明治30年に医師のみならず助産師と看護師（当時の産婆と看護婦）の養成機関を設けました。その精神をもとに、岩手医科大学は医療系総合大学として、教育・研究環境を整備します。

1. 全学部の学生と教職員が幅広く交流できるように、各学部固有の施設を設けること無く、統合された教育棟と研究棟を配置し、共用の図書館や研究施設および福利厚生施設を配置します。
2. 教育と研究の質の向上に向けた環境を整備します。
 - (1) 学生のコミュニケーション能力と協調性を培う学生寮
 - (2) 学生が能動的に学修するような設備・什器
 - (3) 共修と交流が活発化するようなLearning commonsとAcademic café
 - (4) 自学・自修を促すような遠隔学修環境（e-learning）
 - (5) 最先端の情報に触れることができるような情報通信環境と図書館
 - (6) 技能・態度の向上に向けたシミュレーション環境
 - (7) 共有化を進めた研究室
 - (8) 安全性と防災性に配慮した施設・設備と運用
 - (9) 学体系と研究手法を重視した研究室配置
 - (10) 臨床実習・実務実習・臨地実習をおこなう学生が集って共修する学修室
 - (11) 病棟と近接した医局
 - (12) 秘匿性が求められる情報と試料が厳密に管理できる施設・整備
 - (13) 先端研究を促す研究支援部門
 - (14) 研究の倫理性と妥当性を検証する研究審査部門
 - (15) 全学部の学生と教職員が、限られた教育・研究資源（教員、設備・装置・什器等）を有効に共同利用できるように、効率的な運用に努めます。
3. 研究活動は人格陶冶の教育の一環であるとの立場から、研究機器は学生教育にも積極的に利用します。
4. 真理探究に意欲のある方々が本学の教育・研究資源を利用できるように門戸を開き、運用制度を整備します。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 複数学部学生が参画する多職種連携教育が効率的に行える学修環境を更に発展させます。
2. 多様な学修環境の整備を進めます。
3. 学修と研究に没頭できるような宿泊施設を検討します。

4. 動物実験が安全にできる環境を整備します。
5. 産学協同あるいは地学協同の教育と研究を促進する環境整備を検討します。

VI-2 図書館の方針

図書館は、「智の社交場」として学修、教育、研究活動及び診療活動の全般を支える情報基盤として機能します。

1. 学生、教職員、研究者が必要とする学術情報を安定的に提供します。
2. 知的交流のための、学びの場を提供します。
3. 学術情報の探索、分析・評価、発信を支援します。

本学では、図書館を医療系総合大学の知のインフラとして、学修、教育、研究、医療支援の点から以下のとおり整備を行ないます。

1. 学修環境の整備

利用者目線に立った環境整備を心掛け、柔軟に施設、設備の見直しに努めます。

2. 教育研究資料の整備

教育研究資料は分野的にバランスのとれた蔵書構築を目指し、研究者のニーズを反映した専門資料を体系的に収集するとともに、学際領域や研究者の少ない分野の入門書、基本資料の収集にも努めます。

3. 学術情報資料の整備促進

学修形態の変化を考慮し、電子版資料を積極的に収集し整備することで、より一層の全学的で広範な利用に供します。

4. 学術研究成果の集約・発信

オープンサイエンスを推進するという観点から、学内における学術研究成果の安定的な収集・情報発信による岩手医科大学リポジトリの整備・充実を図ります。

5. 図書館員の専門性の強化

図書館員の専門性強化のための教育体制の確立を目指します。健康科学（ヘルスサイエンス）分野の専門知識や技能を身に付けた職員を配置することで、各種ガイダンス、情報リテラシー教育を実施し、学修・研究活動のよりよい支援を目指します。

6. 防災対策の強化

学生及び利用者の生命を守るという図書館のリスクマネジメントの観点から、防災対策及び被災時の図書館員による対応を整備します。

7. 地域への医療・健康情報の発信

県内唯一の医学図書館として、地域に開かれた医療・健康情報の発信に努めます。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 資料形態に関わらない、一元的な情報提供の環境を整備します。
2. 本学における医療及び生命科学の研究、教育をすすめる上で重要となるICT（Information and Communication Technology）教育や能動学修に対応した資料や環境を整備します。
3. 歴史的に価値のある資料を整備し、適切な管理のもと、地域社会への情報発信に努めます。

VI-3 電子環境整備方針

本学では、最新のIT技術調査、情報システムの仕様精査、費用対効果の検証等により、大学全体の発展に寄与できる情報システム整備を以下のとおり行います。

1. 附属病院移転事業のコンセプトに沿った情報システムの構築

現在建設中の矢巾新附属病院のコンセプトに沿い、外来待合状況の可視化など、患者様にやさしい情報システムを構築します。また、患者様が内丸と矢巾それぞれの病院を受診した場合においても、医療スタッフが一連の診療記録を把握し、治療方針が策定できるよう、複数医療機関に対応した電子カルテシステムを整備します。

2. 情報システムの統合化

従来、部門ごとに情報システムが導入され、データは分散管理となっておりましたが、類似機能を持つシステムについては統合を促進し、データの一元管理及び全体最適化を目指します。

3. 教育、研究、経営へのデータ活用

情報システムに蓄積されたデータは、教育、研究、経営に役立てられる貴重な資源であることから、より一層のデータ活用を推進します。また、一方で情報管理は細心の注意を払う必要があるため、データ利用記録を残し、組織的に管理を行います。

4. 災害に強いシステムの構築

東日本大震災で得られた教訓から、サーバ等は多重構成とする他、非常時の対応計画も検討し、災害に強いシステムを構築します。

5. 高品質・高信頼な医療情報ネットワークの運用

矢巾新附属病院では、各部門が独自に管理している医療業務用のネットワークを統合することで、医療業務の根幹を支える病院情報システムが安定的に稼働し、医療のニーズに柔軟に対応可能なネットワーク基盤を構築・運用します。

6. 情報セキュリティ強化

世界的にサイバー攻撃が増加傾向にあり、今後も金銭や機密情報の奪取を目的とした犯罪が増えることが予想されるため、警察や関連団体と連携し、最新の攻撃手口の情報収集、防衛策の実施及び学内周知を行い、被害の防止に努めます。

＜中長期に改善・強化する事項＞

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 業務の全体最適化と、より一層のデータ活用のため、情報の電子化及び一元管理を推進します。
2. 災害等、不測の事態にも対応できるよう、システム運用管理規程の充実化を図ります。
3. 適切な医療情報管理の理解を深めるため、学生に対し医療情報管理、情報セキュリティ教育を実施します。

VI-4 生命科学研究技術支援センター整備運営方針

高額な研究機器で、維持管理に高度な技術を有するものに関しては、当該センターに集約して以下の方針に則って整備し、運営致します。

1. 電子顕微鏡やレーザー顕微鏡等を研究者が自由に使用できるように、機器を整備します。
2. 技術員は研究機器の保守と点検をおこなうだけでなく、試料作成やデータ解析の支援にあたります。
3. センターに設置する高額機器選定にあたっては、利用者数、効率性と維持費など多方面の観点で考慮します。

＜中長期に改善・強化する事項＞

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 常に最新のイメージング装置の情報収集と整備計画策定にあたる技術者集団のレベルアップを図ります。
2. 遺伝子組み換え実験を支援できる、自身も研究心溢れる技術員の養成に努めます。
3. センター内の様々な機器の更新とデジタル化を進めます。
4. 学内のみならず、学外からの要請に応じたサービス業務の拡大を目指します。

VI-5 医用画像情報センター整備運営方針

医療現場における様々な映像を撮影・保存・編集する部署として医用画像情報センターを設置し以下の方針に則って整備し、運営致します。

1. 病院現場の様々な医療画像の撮影・編集、教育用ビデオ撮影、デジタル画像処理、ポスター制作により学内の教育、研究、診療のニーズに対応します。編集するにあたっては、個人情報に配慮します。
2. 撮影機器と編集ソフトは、利用者の要望に沿ったものを整備します。
3. 映像技術に精通した技術員を配してサービス業務にあたります。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 診療レベルアップに向けて、医療画像コンテンツの整備をおこないます。
2. 映像技術の進歩に応じた映像機器の整備と保守に努めます。
3. 学内のみならず、学外からの要請に応じたサービス業務の拡大を目指します。

VI-6 動物研究センター施設整備運営方針

動物実験あるいは動物による研修は、医学・医療技術の進歩に欠かすことの出来ないものになっています。動物実験施設は、以下の方針に則って整備し、運営致します。

1. 法令に従った適切な動物飼育ができる環境設備を整備します。
2. 動物愛護の精神に則して施設の運営をいたします。
3. 複数種の動物が飼育できる環境を整備します。
4. 遺伝子改変動物の維持ができる体制を整備します。
5. 感染実験に対処できる施設を整備します。
6. 研究者からの動物実験計画をもとに、実験が厳格になされるようにします。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 外科手技修練向上に向けたブタ実習の実施を主目的とした、大型動物を用いた教育・研究が実施できる施設の整備を将来的に目指します。
2. 最新の実験動物技術を修得した技術員を育成します。
3. 遺伝子改変動物の作成ができる体制を目指します。



診療活動

Ⅶ. 診療活動

Ⅶ-1 診療活動方針

1. 大学附属病院の使命

厚生済民のスローガンの下で、先端医療を地域住民に提供し、また誠の医療人育成の場として運営します。

2. 病院の基本方針

- (1) 患者さん本位の安全な医療の実践
- (2) 高度で良質な医療の提供
- (3) 人間性豊かで真摯な医療人の育成
- (4) 高度先進医療の開発と推進
- (5) 地域医療機関との連携
- (6) 地域医療への貢献

3. 病院の目指す方向性

- (1) 特定機能病院として、高品質かつ安全な医療提供を軸として、患者さんや他の医療機関から信頼され、愛される地域に根ざした大学病院を目指します。
- (2) 集学的センターを運営します。
 - 1) 緊急性の高い患者の治療;救急車・ドクターヘリの搬送患者治療を24時間体制で行う「岩手県高度救命救急センター」
 - 2) 重症合併を有する妊婦・新生児の治療;産科と小児科の合同チーム医療をおこなう「総合周産期母子医療センター」
 - 3) がんの集学的治療;患者も含めた多職種チームで治療に当たる「腫瘍センター」「がん患者・家族サロン」
 - 4) 増加傾向にある心・血管疾患;循環器内科、心臓血管外科、放射線科、小児科、麻酔科が一体となって治療にあたる「循環器センター」
 - 5) 口腔領域の疾患や外傷。奇形に対処する「歯科医療センター」
- (3) 専門性の高い医療プロフェッショナル集団を養成します。
- (4) 多職種連携業務を強化して、安全で質の高い医療の提供に努めます。
- (5) 基幹病院や診療所との連携を強め、患者さんの治療と社会復帰を速やかに行う体制をつくります。
- (6) 地域の医療機関と連携を強め、地域において大学所属の学生と研修医や専攻医がキャリアを積んで成長できるようにします。
- (7) 疾病予防と共生に向けた啓発活動に努めます。
- (8) 地域住民の要望に常に耳を傾けて、病院機能の向上に努めます。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成医療機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 疾病構造の変化に応じて病院機能を柔軟に変更できる体制をつくります。
2. 病院収益増に向けて、病院経営戦略をたてます。
3. 病院運営に関する監査部門を設けて自己評価が客観的になされる体制をつくります。

VII-2 附属病院整備方針

本県における新たな医療拠点を創造するため、2019年（平成31年）、矢巾キャンパスに附属病院を移転します。より高度な医療を提供できる体制を構築し、また、これまで培ったセンター運営をもとに新たな集学的センターを整備します。

1. 病院内での患者の動きが最短になるように各施設を配置します。
2. 外来は基本的に診療科に帰属することなく、効率的に使用できるような自由度を持たせた運用をおこないます。
3. 患者と医師・メディカルスタッフが近い位置にいるように、医局と病棟を一体化します。
4. 病院本体は最新の免震構造とし、多様な形態のエネルギー供給ができるエネルギーセンター、医療情報集約と食料備蓄機能のある災害時地域医療支援教育センターを併設して、大規模災害時に備えます。
5. 最先端のロボット治療や放射線治療を施す装置を備えます。
6. 岩手県高度救命救急センターは、ドクターヘリや高速道路からのアクセスが容易になります。
7. 特定診療科固定のベッドは極力減らして、効率的運用を可能とします。
8. 災害拠点病院体制を整備し、DMAT（災害時派遣医療チーム）・DPAT（災害時派遣精神医療チーム）を派遣できる体制をつくります。
9. 学部学生や研修医が臨床現場での修練を積む場として、教育施設を併設します。
10. 患者の家族や大学病院への来訪者向けの施設を整備します（業務委託）。
11. 大学病院と地域基幹病院をネット回線で結んで遠隔医療ができる体制を構築します。
12. 職員の子育て支援に向けた福利厚生施設を整備します。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成医療機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 医療安全管理部門（医療安全学講座、医療安全推進室、感染症対策室）を強化します。
2. 医療福祉相談室やセカンドオピニオン外来を充実させます。
3. 矢巾の新附属病院と内丸メディカルセンターの患者と医師・メディカルスタッフの移動をスムーズにできるように整備します。
4. ISO15189の取得と病院機能評価（一般病院3）の受審をおこないます。



社会との連携・社会貢献

VIII. 社会との連携・社会貢献

岩手医科大学は、創立当初から地域医療に貢献する「厚生済民」を使命として掲げています。その使命は、これからも継続して果たしていくことになります。

VIII-1 社会との連携・社会貢献方針

1. 地域医療行政や地域基幹病院と緊密な連携をとって、地域医療の現場が必要としている先進医療を提供します。
2. 地域医療の現場が求めている人材を育成し、就職を促すことで、地域医療人の安定的供給を目指します。
3. 地域医療に従事する人材に生涯学修の場を提供することで、地域医療の質の向上に貢献します。
4. 卒業後に地域医療に貢献する人材育成に向けて、多様な地域枠制度や奨学金制度を地方自治体と協同して整備します。
5. 地域住民の健康増進に向けて、様々な啓発活動・広報活動を行います。
6. 地域住民の協力を得て得られた研究成果は、地域医療の現場に反映することを目指します。
7. いわて高等教育コンソーシアムの加盟校として、岩手県内の高等教育・学術研究の振興と地域社会の発展への寄与を目的とした協同事業を展開します。
8. 非常時・災害時に地域社会が大学の施設を利用できるように整備します。

VIII-2 岩手医科大学利益相反マネジメントポリシー

岩手医科大学は、人としての教養を高め、十分な知識と技術とを修得させ、更に進んでは専門の学理を究め、実地の修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斯道の進歩発展に貢献させることを使命とし、医学教育、歯学教育及び薬学教育を通じて誠の人間を育成することを目的に掲げています。そして教育・研究に続く第三の使命として社会への直接的な貢献を掲げ、その一環として産学官連携活動の推進を図っているところです。

現在、国を挙げて科学技術創造立国の実現に向けた取り組みがなされている中で、我が国の知の基盤を支える公的教育研究機関としての大学には、産学官連携活動等の多様な知的活動を通じてこれに貢献することが期待されています。産学官連携を推進するに当たっては、大学や教職員等が特定の企業等から正当な利益を得る、または特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことです。しかし、一方では、大学と企業等の立場の相違から、教職員等が企業等との関係で有する利益や責務が大学におけるそれらと衝突する可能性もあります。このことに対して大学が対応を怠れば、大学の社会的信頼が損なわれる可能性もあり、結果として産学官連携の推進自体が阻害されるリスクがあります。

岩手医科大学は、産学官連携活動に携わる教職員等の意思を尊重すると共に、教職員等が適切に活動に取り組むことができるようリスクについて未然に対処するため、利益相反マネジメントを実施する必要があります。

よって岩手医科大学は、

- (1) 利益相反マネジメントに真摯に取り組むことで透明性の高い産学官連携活動を実現し、社会的信頼を担保しながら健全な社会貢献の推進に努めます。
- (2) 教職員等としての本来の責務や連携活動の公益性等に対して、産学官連携活動による個人的利益を優先することがないよう、利益相反を適切にマネジメントするための体制を整備し、その適応のもとに社会貢献を実施します。
- (3) 利益相反マネジメントを行うにあたり収集した個人情報、法律に基づき適正に管理し、教職員等のプライバシーの保護、守秘義務の徹底を図ります。また、必要な場合には産学官連携に関する利益相反回避のための措置をとることを教職員等に求めます。
- (4) 利益相反マネジメントに従って産学官連携活動を行う教職員等に対して社会から疑義が提起された場合には、大学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たします。
- (5) 教職員等は利益相反が日常的に生ずる可能性があることを認識し、適正な産学官連携に努めることができるよう、利益相反に関する啓発活動を実施します。

<中長期に改善・強化する事項>

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. さらに開かれた医療系総合大学を目指し、また地域住民の健康増進に貢献するため、市民公開講座やオープンキャンパス等の公開事業をさらに充実させます。
2. 社会人大学院制度を充実させ、生涯教育の向上を図ります。
3. 矢巾地区の新附属病院は平成31年度に完成を予定しており、内丸地区には50床規模の外来中心のメディカルセンターを整備する予定で、今後は矢巾・内丸地区の有機的な連携とともに、機能を分担しながら更なる地域医療の中核を担います。



管理運営

Ⅸ. 管理運営

岩手医科大学は、地域社会が安心・安全の健全性を保つために、地域医療人育成機関および先端医療を地域に提供する医療機関として、継続的に発展することが求められます。そのため、法人運営を効果的かつ効率的に遂行する組織を構築します。

Ⅸ-1 管理運営方針

1. 教職員は法令遵守の精神をわきまえて行動します。

本学は建学の理念である「厚生済民」と「誠の人間の育成」に基づき教育、研究、医療を通して社会の進歩、発展に貢献してきました。今後も社会の期待に応え、信頼を保持して行くため、教職員一人一人が高い倫理観を持ち、厳格に法令を遵守し、公正かつ適切に業務を遂行します。

また、不正防止委員会や内部通報窓口を設置する他、各種ハラスメント等、人権侵害の防止に関する活動をおこない、適切かつ円滑な業務の遂行を可能とする環境造りを進めます。違反事例には厳格な対処をおこないます。

2. 監査制度を整備し、実行します。

本学は私立学校法に基づき本法人の業務及び財産の状況について監事監査、私立学校振興助成法に基づき監査法人の公認会計士により会計監査を、更に業務の有効性・効率性、適法性等を確保するために内部監査室を設置し、法人の業務全般について内部監査をおこなう三様監査体制を整備し、透明性の高い法人運営と適正かつ効率的な業務の遂行に努めています。

3. 危機に対処する準備を心がけます。

大学に関係した様々な危機を想定し、迅速かつ適確に対処するため、関係部署では想定しうる限りの対応マニュアルを整備し、必要に応じて訓練を実施します。大学における危機には、大学外で生じた天災・事故・感染、大学内での事故、病院内での医療安全上の不適切事象、学生・教職員の不道德・反社会的行動、大学運営上の法令違反等を含みます。また、学生、教職員、患者と家族の皆様に加え一般住民の方々も対象といたします。対応マニュアル作成にあたっては、迅速性、柔軟性、効率性、透明性と公平性に留意します。想定外の事象に関しては、各部署が指揮命令系統に従って、臨機応変に対処します。

IX-2 組織編制基本方針

1. 学長の統理のもとで、組織を編成します。
2. 大学全体の運営方針は、理事会、評議委員会、運営会議および教学運営会議で段階を踏んで決定します。
3. 運営方針決定にあたる機構の構成員には、学外の有識者を加えます。
4. 教育と研究および診療の質的向上を目指して、教員組織と職員組織を編成します。
5. 教育・診療・研究の状況変化に応じて、柔軟に組織を改編します。
6. 全ての教職員が仕事と生活の両面が充実できて、安心して能力を発揮できる教員組織と職員組織を整備します。
7. 組織の運営にあたっては、振り返り作業に基づく改善を継続的におこないます。

IX-3 財政基盤基本方針

本学の財政基盤の持続的安定のためには、入学定員充足による学生生徒納付金の確保が不可欠です。また、患者確保に努めて医療収入の増収を図るとともに、2019年（平成31年）10月の消費税増税を見据え、コストを削減していく必要があります。

これらを踏まえ、今後の10年間は創立120周年記念事業、特に建設中の矢巾新附属病院等の事業資金の確保を最優先とし、加えて内丸メディカルセンター等の整備に向けた積立計画並びに教育研究環境の充実を着実に実行していきます。

IX-4 人材育成基本方針

1. 組織運営能力の開発に向けた教員養成（Faculty Development ; FD）と職員養成（Staff Development ; SD）を充実化して、全ての教職員が大学組織の運営に携われるように努めます。
2. 安心・安全に配慮した職場環境を整備します。
3. 職員の能力開発と向上を目的とした職員評価をおこないます。
4. 人事考査にあたっては、多面性と公平性を担保します。
5. 向上心と協調性に富む人材を登用します。
6. 専門性の高い分野の人材登用や育成を目指します。
7. 人事考査と登用にあたっては、民族、出身地、国籍、性別および性的指向を考慮しません。
8. 厚生済民の学是に則り、障がいを持つ方を支援します。

IX-5 職員評価方針

本学では、年1回、一般職員を対象に個々の能力を効果的に最大限引き出すことを目的に勤務評定を実施しています。

1. 評価項目は、職階別に定められ、各職階で求められる能力について所属長が評価を行います。
2. その後、上位管理職の者が確認・調整します。
3. 勤務評定は、適正配置や管理職への昇任の際の能力判断等の資料として活用します。

＜中長期に改善・強化する事項＞

医療人育成機関としての責務を果たすため、今後の10年間で以下の事項の整備と一層の強化を目指します。

1. 学長のガバナンスの下で大学を運営するため、運営方針の周知浸透を図る仕組みとともに、一層活発で透明性の高い議論の場を設けます。
2. 生命科学の進歩に柔軟に対応できるような教育研究支援組織を再構築し、教職員の定員を随時見直します。
3. 大学運営組織の統廃合や一体的な業務を行うため、事務室集中配置など事務組織体制を見直し、大学運営の横断的な協力体制を推進しつつ更なる業務の効率化を図ります。
4. 管理体制の業務分掌の適切性を検証し、業務分担と責任を明確にします。
5. 学内にある様々な委員会活動が職員の負担増となっているため、委員会の統合整理を行います。
6. 内部監査を通じて、各所属の実施可能な改善策を見出し、さらにフォローアップ調査によりその実効性を検証します。
7. 学則で定める学生定員の適正管理に努めます。
8. 社会情勢や医療行政の変化にいち早く対応し、変化に沿った施策を取り入れて合理的運営につなげます。
9. 各事業を行うにあたり国等の補助金制度を積極的に活用するとともに、科学研究費補助金や受託研究費、研究助成費など外部資金の積極的な獲得に努めます。
10. 業務内容の見直しを徹底し、業務の簡素化・効率化を図ります。
11. 各附属病院の機能に合致した医療経費率を検証し、医療経費の節減に努めます。
12. 教育研究経費等は、社会的要請に応じた教育・研究・診療を円滑に遂行できるよう配慮します。
13. 機器備品などの設備関係支出は、費用対効果を十分検討し、年次的な平準化を図るとともに将来を見据えた計画的な更新及び購入に努めます。
14. 学内のコミュニケーションの活発化、ハラスメントやメンタルヘルスケアへのサポートを行います。
15. 今後、ますます多様化する業務への対応と円滑な大学運営への継続支援ため、中堅・若手の能力向上を重点的に人材育成に取り組むものとします。
16. 研修、ジョブローテーション、勤務評価及び評価結果の処遇への反映等の施策を講じ、人材育成に努めます。
17. 女性職員・高齢職員の活躍の場を増やし、特に管理職に占める女性の割合の増加に努めます。
18. 障がいの有無に関わらず、職員の多様な個性や価値観を尊重し、個々の能力や適性に合わせて様々な活躍の場を提供します。
19. SD研修により、大学問題に関する基礎的な知識・理解等を深め、戦略的な企画能力の向上を図ります。

附則

- 1 この計画は、平成30年8月より実行する。
- 2 令和2年3月に一部改訂。
- 3 令和2年6月に一部改訂。

初版日 平成30年8月

発行 岩手医科大学

〒028-3694 岩手県紫波郡矢巾町医大通1-1-1

編集 岩手医科大学全学自己評価委員会

印刷 杜陵高速印刷株式会社

